

第十三回 参議院法務委員会會議録第四十四号

(六九七)

昭和二十七年五月二十四日(土曜日)午前九時五十二分開会

出席者は左の通り

委員長 小野 義夫君
理事 宮城タマヨ君
伊藤 修君
一松 定吉君

委員

加藤 武徳君
玉柳 寛君
長谷山行蔵君
岡部 常君
中山 福蔵君
内村 清次君
吉田 法晴君
羽仁 五郎君

國務大臣

法務総裁 木村篤太郎君

政府委員

法務政務次官 龍野喜一郎君
法制意見長官 佐藤 達夫君
法務府法制意見第一局長 高辻 正己君
法務府法制意見第二局長 林 修三君
刑政長官 清原 邦一君
法務府検務局長 岡原 昌男君
法務府特別審査局長 吉河 光貞君
法務府特別審査局長 關 之君

事務局側

常任委員会専門員 西村 高兄君
常任委員会専門員 堀 眞道君
説明員

最高裁判所長 鈴木 忠一君
官代理者事務 総局人事局長

本日の会議に付した事件

○破壊活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)

○公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○公安審査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小野義夫君) 只今より委員会を開きます。

破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、以上三案を便宜一括して議題に供します。昨日に引続き吉田君に発言を願います。

○内村清次君 ちよつと質問に入ります前に委員長に要求しておきたいことがございます。それは昨日吉田君から総理の出席を求めたいと、こういう発言があつたわけですが、委員長のほうでも又御心配を頂いたことはこれはもう私よく存じておりますが、同じ時刻に今朝の新聞を見てみますと骨董品の展覧会ですか、それに出席しておられるところの写真が載つていまして、こういうことは大体前例がありまして、事いやくも全部がこの破壊法の問題の重要性に鑑みまして、そうして委員会も又民主的な運営がなされております今日、総理が委員会の要求に對して国事のほかのことに行かれる、そして国会を輕視されるというようなことはこれは私は委員長といひまし

て考えて頂きたい。勿論今日はどうか知りませんが、今日は一つ出席を約束して頂くかどうか知りませんが、まあできれば一つ今日にも是非出席していただくと、大体総括質問でございましてから、委員長において適當に取計らつて頂きたいと思ひます。これは強く要望いたしておきます。前例になりますから。最近総理の出席というものは国会には一回もない、本会議にも出席なさらん、こういうことで一体この国会の運営というものは円滑に行くでしようか。これを一つよくお考えを頂きたい。

○委員長(小野義夫君) 只今内村委員からの御要望は御尤もと思ひます。吉田委員から質疑の要点を記載された三項目に亘つた要点につきまして交渉いたしておるのであります。本日はやむを得ざる用で出席ができないが、この審議のうちに適當の機会におきましてこの会なり或いは連合委員会なりにおきまして、質疑の要点についてお答えをして頂くことを確信いたしております。さうなことでありますからどうぞ本日はよろしく御了承願ひます。

○吉田法晴君 只今の首相出席の点は追つて機会があるというところで今日は御出席が願えないのだと、こういう工合に理解いたします。

○委員長(小野義夫君) さうでございます。

○吉田法晴君 それでこれらの点は破壊活動防止法案その他法文に即応いた

します。個別的な問題でなくて、總括的な問題でありましたが、本日総括質問を終るに當りました首相の御出席が願えなければ木村法務総裁にする以外にないと思ひます。昨日破壊活動防止法案その他関係二案の中心、これが警察法であり、それから治安警察をおくものである、それから団体等現正令との関係等をお尋ねして参つたのでありますけれども、若干、首相にお出でを願えないということになりまするならばその点からお尋ねをして参りたいと思ひます。

問題は民主主義の原則論に關連をいたしまして、今までの御答弁を頂いておきますと、木村法務総裁にしましてそれから特筆局のかたちにしたしまして民主主義を一応言葉の上では御承認になり又御主張になります。併しながら後段になりまして、いわゆる破壊活動に對します措置ということになれば民主主義の基本原則が崩れておる。或いはこの三法案の狙いといひます中心、これは右ではなくして左、特に共產主義というところになると思ひます。至りましては従来伊藤委員その他から御質問がございましたやうな、或いは主張がございましたやうな、思想には思想、或いは民主主義の方法でという点がなくなつて参つております。そこで首相にお尋ねをしたことは木村法務総裁も本会議で御答弁を頂いたのであります。そのときにお尋ねをしようにとしました点については答弁がいた

れからも頂けなかつた。わかりやすく一番しまいの点を申し上げますと、力に對して力、或いはこの共產主義によりましていわゆる破壊活動と言われますが力であります。私はまだ皆さんの御答弁を伺つておりますと、共產党の正式決定と、それから各種の破壊活動とが裁判の上で當然たる連関証拠が出ておるといふところまでは言い切れなかつたかのように思ひます。そういう點がかりにおいて危険な行動があると、こういうお話だと了承するのであります。いづれにいたしまして力でも力であります。それに対して政府が力を以て對抗しよう、これは或いは早稲田事件にも現われました。早稲田事件のことについては法務総裁は私はこれは立派だと思ひます。早稲田事件のことは、行過ぎがあつたとして遺憾の意を表せられました。問題はそれで片付きますが、私は根本的にはそれで片付くと思ひます。併しそれが東大事件その他のようにけんかになつて参りますならば、力に對する力といふことになつて参りますならば、これは或いはメーデー後の宮城前の事件のようになつて参ります。その後私の質問の後に日本週報でありました、「内乱の兆」という署名を付けてパンフレットに書いてあります。中に書いてあることと外に書いてある見出しとは必ずしも一致はいたしておりませんけれども、併しそういう危惧が提起されたといふことはこれは間違いないと思ひます。ああいう事件を統

けて参りますならば、これは五月一日の宮城前では極めて一部分にとどまりましたけれども、更に或いはフイリビンのように、或いは佛印のように、或いは朝鮮のように漸次拡大して参りますならば、これは明らかに内乱であり、その方向に行く危険性、力に對して力という、それが民主主義の防衛のためにという理由ではございませう、言葉ではありますけれども、具体的に民主主義的な方向をふみ外しますならば、そういう方向に行く危険性がある。この点についてこれは政府としてどういう工合にお考えになるかという点を深く憂慮してお尋ねをしたい点であります。

○國務大臣(木村篤太郎君) 答えたい。この法案によつて民主主義を崩壊に導くのではないかと最初御質問であります。私は然らずとお答え申します。むしろこの法案によつて民主主義を防衛しようとするのであります。申すまでもなく民主主義は暴力を排撃せなければならぬ。民主政治は要するに説得の原則を建前にしておるのであります。先ほど申しましたように、言論には言論、思想には思想、これが根本になつてゐることと考えております。而して吉田委員のお説によりますと、力には力を以て對抗する、これは我々も否定しなくてはならぬのです。申すまでもなく、暴力を否定する民主主義においてかようなことがあつては相成らんと考えております。そこで我々の憂うところは、この世の中に暴力を跋扈せれば必ずや暴力を以て對抗するものが出て来るのであります。それが恐ろしいのであります。そこで政府はさようなことがあつては

ならぬといふことの建前からこの防止法案といふものを作成したわけなんです。治安の維持の任に當る政府は、世の中に力を以て力に對抗するやうなことがあつてはならぬという理由からやつておるのであります。私はこの世の中において一番考えなければならぬことは、單純な暴力行為、それは私はさほど心配に及ばないのであります。或るイデオロギーを以て政治を支配し、世の中を攪亂に導いて行かうというやうな、そういうやうな行動が一番恐るべきものであらうと考えております。それを政府は未然に防いで、さような危険を防止するといふことは當然なすべき義務であらうと考えております。

そこでこの法案の目ざすところは、暴力を以て自分の主張を完遂しようといふ、さような団体を規制して治安を維持しようといふところにあるのであります。政府が暴力に暴力を以て對抗するといふやうな考え方は毛頭ないものであります。いわゆる世の中において暴力を以て暴力に對抗して世の中を混亂に導かせるは相成らぬ。そういう見地から政府は治安の任に當つて破壊団体を規制して行かうといふのがこの法案の狙ひであります。これこそ私は民主主義を防衛するものであるところ確信しておるのであります。

○吉田法務卿 この法律自身で暴力に暴力を以て對抗しようといふ考えであるとは私は言いません。併しいろいろ、な東京におきます事件を見ても、その力が、これは或いは警察それから警察予備隊、そういう力が蓄えられつつあるといふことはこれは事実であります。それからこの法律でやるものは

行政権、これも一つの國家權力の作用であります。これでこの法律が対処しようといふのも事実であります。あとで細かく議論もしようし、それから又今までもされましたけれども、警察力の強化ということがございませう。現実において起りました事件はこれはやはり力に對して警察その他の力といふものがやはり作用しておることとはこれは事実であります。その点になりませう、この法律だけでなくて、或いは政府で考えられておる警察力の強化と申しますか、或いは国による警察に対する指示権、内閣総理大臣の指示権、こういう警察法の改正に關連をして參ると思ひます。これはそういう警察の中での作用して參るのであります。その点の一つ申上げておくのであります。

それからこの法律でやります行政処分にいたしまして、暴力といふことまでは言過ぎかも知れませんが、いまだに國家權力であることには間違ひはございません。或いは手術といふ言葉、病氣にたとえますならば、病氣に對してストレプトマイシンの話が中山委員から出ましたけれども、薬ではななくて手術をする考え方だろふと思ひます。思想に對して思想といふことではないことは明らかだと思ふ。思想による破壊活動に對して危険を感じるから云々といふお話でありますけれども、その点は先ず思想に對して思想といふ点が根本的な原則であります。納得の原則といふことを法務総裁は言われましたが、その納得なり或いは思想には思想といふ態度ではないではないかといふ点を申上げておるわけでありませう。

これは私の知つております最近の例をとつて多少恐縮をするわけでありませうけれども、私の知つております或る炭鉱においても、或るほど從來共產黨の組織もございました。去年のレッド・パージのときにこれは一部いおぼ附合と申しますかございませう。併しながら若し共產黨を排除してしまふならば、これは右の暴力団と申しますか、或いはボスが跳梁して參る。それからその経営者の話であります。ボスよりも共產黨のほうがまだましだ、議論に負けければ共產黨は、その議論に負けたくらいに従つてやつて行くけれども、片一方はそうではない、理窟はどうありませうとも一つ顔を立てて下さいといふことで參る、それはどうもしょうがない、理論では処置ができません、こういう話をしておられた。或いはそういう方針をとつて來られた。その理論には理論を以て對抗しようして克服して行くといふのが私は民主主義の態度だと思ふ。それを追放するに申しますが企業の中では誠意するところになります。或いはこの法律が狙いますところの行政処分といふのは、そういう意味においては、理論を超えて何らかの、暴力といふところまで行かぬかも知れませうけれども、實力を使つておることは相成ると思ひます。私はその企業が民主的に非常によく行つておることは、その経営全体から私はよく承知をいたしておるのであります。

これは例を一つ引いたにとどまりませうけれども、国全体として今言われますところの力といふ点を、警察なり或いは警察予備隊で以て国は強化して行かうといふ方針をきめられた。これは

この法律のほかでありますけれども、國の方針として、それからこの法律で以て、行政権の作用でありますけれども、或いは警察との協力で以て外科的な手術をして行かう、こういう態度であることはこれは間違ひない。それらのものをひつくるめて力に力を用ひる態度をお取りにならうとするのではなからうか。そういういたしませうならば、或いは東大事件のような事件、或いはメーデーのような事件といふものは、今後しばしば起つて來るといふことが想像される。それはその方針を進めて参りますならば、或いは規模がだん／＼大きくなつて行つて、事実上国内に内亂を起させる方向に行くのではないか。こういう点をお尋ねしたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 理論を以て説得し得る、これは誠に結構なことでありませう。それであれば何をかいわんやであります。理論を、説得を超えて、世に波亂を起そうとするやうな団体がなきにしもあらずであります。そういう場合に、治安の責任に任じておる政府がこれを放置しておくことができません。ところが、我々の一番考えなくちゃならないことである、申す。イデオロギーによつて政治を支配し、而してその主義を貫徹するために暴力行為を行ふ、これが説得できません。私は説得を超越しておると思ひます。そういう場合に世の中に波亂を起させて政府が放置できないとするならば、それに対する對抗策を講ぜざるを得ない。暴力を政府は好んで用いるものではないのであります。これは最後の手段であります。さような破壊的団体が世の中を攪亂しようとする

○吉田法晴君 それでは第一に、木村法務総裁或いは政府は、思想で以て思想に對抗するという自信は放棄せられたのでありますか。今のお話を聞いておきますと、共產主義に対して思想で以て對抗するという点はできなくなつた、こういうふうに拜聴するのであります。その点を一つお尋ねしたいと思います。

○内村清次君 法務総裁の御答弁はちよつと私はどうしても核心についておられないと思いますが、思想は、これは決して脅かすものではない、又これを撲滅しようとは考えない、こういうことを言つておられますが、今回のこの法案の中におきましても、すでに前委員からいろいろ御質疑がありましたように、公安調査官その他の行動によつて、又はこの第三條の適用によりまして、いわゆるそういう思想というもののが非常に脅かされてくる、これ

的に事を運ばして行く、こういうような傾向に対して警告を発したのであります。が、このようなことでこの民主主義の先進国でありますアメリカにおきましても相当な摩擦がなされて、そうして結局はやはり民主主義を守つて行かうというところの不斷の努力がなされておるのです。その極端な例といつたしましては、これは何と申しまして、あのマッカーサー元帥の罷免問題にも、世界の平和を守ろう、或いは又軍部の独断的な方策をトルーマン大統領

え方、この考え方というものが、そういう政治形態又は法律形態を以て国民に臨もうとするというようにすることに私は考えるのでございますが、この点に對してはどうですか。

○國務大臣(木村篤太郎君)　しばしば申し上げましたように、民主主義の要諦というものは、先ほど吉田委員からも言われましたように、いわゆる納得政治なのであります。言論は言論、思想は思想である、而して國民の意思を代表する国会においてすべての政治を

行、これが民主主義政治の要諦であるのであります。そこでこの民主政治を破壊せんとする暴力団体が現われんとする危険があるのであります。いわゆる暴力によつて政治を支配しよう、或いは暴力によつて自己の政權を推進して行こうというやうなことになる。すると、いわゆる民主政治というものは根本から破壊されるのであります。それを防衛することは、これは政府の責任であらうと私は考えております。個人は暴力に対して無抵抗なこともありませんが、根本的に政治組織を破壊せんとするやうな暴力に対しては、政府は無抵抗であり得ないのであります。それこそ国家の破壊を招くのであります。そこにおいて、民主主義防衛の一方としてこの防止法案を作成したものにすぎないのであります。他意はないということを申し上げます。

○内村清次君 これは、法務総裁の考へ方によりますと、暴力を以て政府を転覆する、こういふと、ただ暴力を以て政府を転覆するといふやうなことであつたならば、総裁が横々お申述べになられるやうな、或いは共産主義ですか、とにかく極左主義のものをばかりとは私には言えない。これは過去の歴史で明白になつてゐる。そこで、而も又現実的な問題といたしまして、私が先ほど言ふやうに安保條約の第三條に基いてこの問題から、このいふ破壊法というものの、即ち国際的な関連性があるところのこのいふ問題を取上げて、そしてこの極左主義といふものが日本内地においてやういふ事情を起してゐるのだといふやうなことを、これを極度に取上げられるやうな考へ方から、この法案というものが出

てきたのではないかと私たちはこう思つておるわけですが、併し暴力でその政府を顛覆する、或いは又集團をしてやういふ他に危害を及ぼすと、こういふやうなことは過去の歴史を考えたならば、むしろ極右のほうが、これは現実日本の歴史としては多くはないか、こう思ふわけですか。そういふやうなことを考へましたならば、併しその原因といふのは何にあるか。これはやはりその政治のあり方にある。ときの政府の考へ方にある。こういふことがもう今までの事象を見ましてもはつきりいたしておるはずであらうと思ふのであります。二・二六事件もその通りであつたわけですが、青年将校の奮起もやはりその政府と、それから官僚と、それから財閥との結託によるこの政治の腐敗といふものがあつたやうな奮起をなさせておる。そこに又軍部の一連の、何と申しますか、そのときの巨頭といふものの動きが、これはどうしても自分たちの思想に合わないといふことで、これはやつたこととやありませんか。そういふことを考へ合せてみますと、私は言論を抑圧せず、言論は国民のものとして培養して、ずつとこの民主主義を培養して行けば、やういふやうな即ち危険思想といふものは局地で、本當の局地でこれは終熄するものである。むしろ私は右翼のやういふ即ち考へ方、この考へ方こそが政府の命を取るやうな問題に発展しはしないか、こういふことを私たちは日本の歴史から考へるわけでございしますが、その点に對する、総裁はどういう考へてありますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 無論この法案の狙うところは極左団体ばかりじやありません。仰せの通り、過去の歴史を顧みましても極右団において危険なものが随分ある。将来といへどもないとは限りません。この法案は決して一方に偏するわけでもないであります。極右、極左たるを問はず、破壊活動を行ふ、なさんとする団体規制して行くといふことが狙ひであります。そこで勿論この過去の歴史を顧みましますと、暴動が起つたのは、或いは政党的腐敗だ、或いは官僚の墮落だ、財閥との結託だといふやうなことを原因にして起された事象はあるのであります。我々も存じております。併しながらさやうなことを原因といたしまして、暴動といふものはよくない、殊に終戦後におきまして、日本は民主主義を十二分にとり入れて民主政治をこれから行わんとするところでありまして、やういふ場合におきましては、いわゆる国民の世論を代表するこの国会によつて堂々とこれを論破し、これを攻撃して行くことが當然の義務であり、又當然そうすべきであらうと私は考へます。それを暴力によつて自己の主義主張を遂行するといふことになりましますと、これは民主政治の私は破壊である、これは民主政治の私は破壊である、と考へます。いふやうな今日のいふやうな極端なる破壊的活動をなさんとする団体は、單に内地のいわゆる政治組織その他の政治の善し悪しといふやうなことの関連以上に、国際的の繋がりを持つてやつておるといふことも一つの考へ方でありまして、それらの点について、我々十分注意しなくちやならんと思ひます。

題ではないか、なぜその団体を解散するところの必要があるか、こういふこととです。問題は、それではメーデーのあの事件はどうか。これ私たちがから見れば一方的に、とにかく千人ばかりの検束者、これから五十人から百人の裁判が始まるでございましょう。ところが實際において暴力行為をやつておるの双方です。これはちやんと私は目撃をいたしておりますが、双方暴力をやつてゐる。こういふ暴力事犯といふものが今後裁判なされて、恐らくこれは個人において裁判の公平な判決がなされるであらうでしょう。さうすると、この事態が、もうすでに総裁の認定では団体解散の唯一な証拠となる。いわゆる調査局長官がこれを公安審査委員会に申告するところの唯一な材料となつて解散の命令ができる。こういふやうなことに総裁は適用されましか、どうですか。

○内村清次君 私は、やういふことが、総裁も考へておられますが、さういふやうなことはこの刑法で事足る間

恐るべきは大きな組織力を以て行われることが恐ろしいのであります。組織の力ほど恐ろしいものはありません。その組織の力によつて破壊活動をした場合においてはどうか。これを我々は一番憂慮するのであります。さういふ場合においては、さういふ組織を崩して行くことが先ず以て考へなくちやならんことであらうと思ひます。要するにこの法案が刑法では賄ひ得ないところを措置しようとするものであります。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私はメーデー事件を以てそれがし団体を解散する唯一の材料とするかどうかと、さやうなことは考へておりません。これは背後にあつて如何なる団体がこれを計画し、指導してゐるかといふことは、今私は申上げる段階に至つておりません。従いまして、この事件を唯一の材料とするやうなことは断じて私はなからうと思ふ。而して内村委員の、刑法で賄ひ得るのじやないか、こういふことであります。申すまでもなく、刑法は個人に對する罰則規定であります。メーデー事件あたりにおけるこの不法行為に對しては、それは刑罰を以て臨むべきである。併しながら事一たび団体組織を以てやるといふことに對しては如何ともいたし方ない。而して一番

○内村清次君 そりいたしますと、私はこのメーデー事件はあながち総裁の考へ方では解散といふやうなことは起らないといふことを明言されたわけでありまして、さういふ適用にはならぬといふ、私に……決してこういふ事件の起ることを望みはしませんよ、望みはしません、この反響といふものは、國民にいろいろな観点からやはりその大きな参考になつておる。やはり民主主義の関連の一つの事象になつておる。私はこういふことを好みはしません、事實は、これは暴力は排しなくちやならないことは、これはもう信念的に考へておられますが、ところが、こういふやうな、即ち國民のこれを批判し、これを又、或いは新聞もいろいろな角度から批判してゐる。或いは又それが言論も批判して行く。こういふところに民主主義のいいところがある。さういふやうな形がこれはもう恐らくこの法案ではだん／＼閉ざされて行くといふところにこの法案の危険性がある、こう考へておるのです。だから総裁のほうは、まだあれよりも以上の組織といふものがあるのだ、それを一つ一つ崩して行かなくちやならん、

一つ一つ崩して行かなくちやならん、

こうおつしやつておりますが、やはり何としましても、民主主義の培養力というものは、これは組織が拡大して行く、組織のそういう危険が若しも何かあつたとしたならば、その拡大して行くスピードよりもいゆる民主主義の圧力です。そういうようなものを排除して行くというたたいの、排除の気運のほうは私は強くないか、かように考えております。総裁はどうお考えですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 世論を以てさような暴動の危険を防止し得る、これは誠に結構であります。私も双手を挙げて賛成いたします。併しさように参らん場合もあるものでございませう。これを放置しておいて日本の治安が一度乱れたらどうなるかというのを考えます。ときに、あらかじめ用意が必要であらう、私も世論でさようなことを防止するということは極めて望ましいことであるが、如何せん、さように参らん場合があるものであります。その場合を我々は準備してかからないと、国家の治安が乱れてしまえばこれはどうなるかというのを考えます。ときにこの法案の必要性が生じて来る、かように考えます。

○吉田法晴君 今の法務総裁は前半は民主主義なんですが、後半がとにかく民主主義でなくなつておるわけですか。いかん場合と言われますが、そのいかん場合について特審局なり、或いはこれは最近情報屋と申しますか、或いは具体的に名前を出すのは憚りますけれども、共産党に対してはこういう方法でやればよろしいという人の意見を聞いて、一方的にきめて行くところに問題があると申上げるわけなんです。そ

の前に暴力或いは暴力団体云々と言われますから、この法律の生い立ちについて一つお尋ねをいたしたいのであります。この法律案が最後のいきなりな案でいける／＼な案をお考えになつたようであります。その中に集団暴力行為取締法案という、これは暴力行為取締法案ではありませんでしたか、そういう名前前の古い法律がありましたが、それを修正して考えよう、こういう御構想もあつたこと、これ明らかになつております。併しながら集団暴力行為取締法案の改正は、これは右のほうの暴力行為取締る、この考え方と、それから今言われますところの国際的な繋がりを持つておる、これは共産党、或いは共産主義的思想による暴力云々という点に当ると思ふのです。その考え方と、この法案の中には規制なり、或いは処罰方法について非常な運庭がある。そこで片一方の集団暴力行為取締法案のほうは伏せてしまつてやめて、そうして専らこれを出されておる。そうして説明は暴力主義的な行動一般を取締るのだと、こういうお話でありますけれども、木村法務総裁のお言葉を借りても今のところ右の団体については心配する必要がある、それは暴力行為取締法案、或いは刑法で賄つて行き、国際的な繋がりがある共産主義思想による暴力行為だけが、この法案の実際の今の当面の目標とするところ、こういうことになつたかのように考えるのであります。この経緯とそれから狙つておりますところをお話願ひたい。

○政府委員(関之君) 本法案の立案の経過についてのお尋ねと拜承いたします。私からお答えいたしますことにいたします。この法案の立案は、昨年の丁度今よりちよつと前頃に、講和条約の効力の発効の問題も考慮せられますから、何かの法案を考慮しなければならぬではないかという方から、或いは果してこういう法案が必要であるか否かという方からスタートの問題から、又現実の事態なども深く考慮し、或いは外国などにおける各種破壊活動に対する参考文獻などを渉獵いたしまして、そうしてそれらの上に立ちましてどのようなものが考えられるかという方から考え方から立案の仕事を進めて参つたのであります。そういたしまして、いろいろの経過を辿りまして結局このやうな法案の形をとることに相成つたのであります。その過程におきまして、私どももいたしまして外国の立法例などを参考にし、又国内の今までの実績なども考慮いたしまして、今日の破壊的な活動が一つの重要な特徴となつておる、団体の組織を通じてそれを基盤として行われておる。法務総裁も御答弁申上げたごとく、団体組織によるその組織力が恐ろしいものである。こういうやうなことが特に私どもとしても深く考慮を払わざるを得なくなつた実情であります。それは国内の客観的な事態もこのごとくであり、又国際的な問題もこのごとくであり、又点について深い悩みを持つて、その問題についていろいろの考慮を払つていた事例も多いのであります。さうして、何といたしまして、団体の組織活動、組織力、団体組織によるそれを基盤として破壊活動を展開する、それに対して何らか規制する方法を考えなければならぬ。こういうやうな、これがやはり一つのこの種破壊活動に対する合理的な一つの考え方ではないか。かようなふうになつて、大体の筋道を考えました。併しそれを憲法の線に附つてどのように賄うかという点に問題を開いたしまして、いろいろ／＼とき／＼発表いたしました。また案に対する各方面の御批判、或いはそれ／＼のかた／＼の法務府に寄せられた御批判とか、それらのものを慎重検討いたしまして、いろいろ／＼と憲法上、疑義のある点、その他の点は全部振り捨て、必要の最小限度、この程度のものであつてもさういふ公共の安全を確保する現段階においては必要である、かようなふうになつて必要である、この法案をとりまゝとめた次第であります。お尋ねの暴力行為等処罰に関する法律の改正でなつてはどうかというやうな案を持つていたのではないかと、いろいろお尋ねであります。立案の経過におきましては、そのことは実は考えたことではないのであります。いろいろの例から見まして、大体の筋としては、団体を規制するといふその一つのことが中心として考え、そうして必要に応じて現行刑事法令の補正、この二つのラインを中心にして動いて来た次第であります。

○吉田法晴君 公式の御答弁は今までも聞いておりますから、それを求めようとは思つておらんのであります。暴力行為等処罰に関する法律を改正して賄つて行く、こういう思想はなかつたというお話であります。私どもも知るところでは、さういふ構想もあつたと考えられる案或いは要綱も拜見をいたしておりますので、あつたのじやないかとさういふ工合に考えて

おる。従つて或いは案を作ることによりる変更もあつて、団体等規正令をそのまま法律として置き直すという考えもあつた、或いは暴力行為等処罰に関する法律の改正によつて対処しよう、さういふ考えもあつた。ところが暴力行為等処罰に関する法律では賄えない、或いは今までの公式の説明を聞いて参りました。右のほうは問題ではないのだ、或いは危険性はさほどではない。そこで組織を通じての破壊活動或いは組織力による点について最も危険性を感ずる。その組織と言ひ或いは組織力と言ひますものは、今までの説明を聞いて参りますと、右のほうは問題ではなくて、共産党なり或いは共産主義によるこの破壊活動といふものを、言葉は組織力或いは組織によると言ひますけれども、それを狙つてゐるのではないかと。さういふやうに今までの説明等を通じても考えられるのであります。その点をもう少しうち側つた御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) お答え申し上げます。破壊活動防止法案の立案研究の段階におきまして、団体等規正令をそのまま引延ばさうというやうな構想を持つたことはございませぬ。又暴力行為等処罰に関する法律を更に拡充しようというやうな構想を持つたこともないものであります。御承知の通り、国家社会の基本的な秩序を破壊するやうな行為が個人の活動として行われる場合におきましても、もとより危険性があり、その社会的な違法性、危険性は十分にこれを取締らなければならぬ。併しながらかような犯罪が集團の力によつて行われる、進んでは強固な団体組織によつて推進される場合にお

きましては、その団体は絶えず新らしい構成員を補充しまして、その構成員の中から指導者を養成する、集团的な計画と訓令を持つてその活動力を増大して来るというようなことに相成りまして、その破壊的な活動が組織的、計画的に行われて拡大性を持つ、社会的に極めて重大な危険性をそこに持つて来る。こういう団体組織に対して必要な行政措置を以てその危険を防止する如何にしてその危険を防止するかということが問題になつたのであります。而もこれは日本国憲法が定める各條項に基いて飽くまで合憲的に解決されなければならぬ。この措置をとる場合におきましても、個人の自由と人権は飽くまでもこれを尊重しなければならぬと同時に、濫用の危険をでき得る限り法案の内部において防止するような立案構成にしなければならぬ。かような考慮からいたしたのであります。この法案におきましては、特に特定のイデオロギーを前提とした団体だけを取締るというような立て方はしてないものであります。いやしくもさような団体組織をもつて、暴力主義的な破壊活動を行うような団体に對しましては、極左たると極右たるとを問わずこれを規制して行かなければならぬ。現下の轉つて事態に鑑みまして、先ほど来法務総裁から詳細御説明のありました通り、一部破壊的な共產主義者による団体組織をもつて行く暴力主義的な破壊活動の危険が窺われる併しながら極右が将来絶対にさような危険性なしというのではございませぬ。吉田委員からも御指摘の通り過去におきましても、そういう極右方面の極めて重大な破壊的な活動がありまし

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

た。今後将来においてもそれが擡頭しないとは絶対に否定できないのであります。若しさような活動がありましては、当然この破壊活動防止法案によつて規制されなければならぬ。かように考へてゐる次第でござい

憲法委員の御質問に対して、或るときには国の基本秩序といったような言葉で言われますが、これはたしか閣下長の御言葉だと思ひますが、天皇制或いは議會制度云々という言葉がございました。そこでお尋ねをいたすのであります。大体新憲法に天皇制というものがあるのかどうか。国家の基本秩序或いは朝憲の中に天皇制という言葉が入つておられますけれども、天皇制というものが新憲法に認められておられるのかどうか一つ承わりたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 憲法には天皇は國民統合の象徴として規定されてゐて、又天皇は國家の機關といたしまして重要な國事の承認を行ふような建前になつておられます。一つの制度が存在するものと確信しております。

○吉田法晴君 天皇制という言葉は、これが通俗的に市民の間で論議せられるなら別であります。法律に關連して、法律の概念として、言い換へますと憲法上の概念として使われますならば、いかに加減に閣下長から天皇制云々という御言葉を伺ふことは、これは以てのほかだと思ひます。これは舊憲法においては天皇制は明らかに存在したものであります。主権は天皇にあつて國民にはなかつたといふのは、基本的な考え方でありまして、然るに新憲法においては主権は國民にある。君主制から民主制に明らかに移つたわけでありまして、佐々木惣一先生は、憲法の今残つておられる學者の中で例へば戦力問題等については通説とは違つた意見を持つておられますけれども、或いは天皇制問題について天皇制を維持すべきだといふ御議論であつたかも知れません。併しながらその從來の憲法で、先

生の態度、今でもそうですが厳密に解釋するといふ点においては、これは一つの先生の特色だと思ひます。明らかに新憲法によつて天皇制はなくなつた。それを遺憾をしておられる人であるかも知れませんけれども、これは新憲法においては天皇制はなくなつたと思つておられます。これはまあ佐藤意見長官の意見を聞かなければなりません。それは法律の解釋として或いは朝憲の乱の内容として天皇制が朝憲の基礎だ、或いは憲法の基礎だ、こういうように説明せられたものでは、これは法律の概念であります。或いはそれが大きな問題になる点でありますから、いかに加減な答弁を承つて過ぐすといふわけには参らんとと思ひます。御答弁を一つ承わりたい。

○政府委員(佐藤意見長官) 御疑念の趣旨はよくわかりました。結局天皇制と申しましたその言葉の問題に關連して来ると存するものであります。おつしやいます通りに天皇制という言葉を使ひます。君主制と申しますが、そういう意味でお考えになる場合には、他の政府委員が申しました趣旨は、そういう意味でお答えをしたのではないのであります。この憲法で基本的な國家機關として挙げられておられる天皇制といふような意味で申上げておられるのであります。即ち國會制度或いは内閣制度といふようなものと同じ価値に置いて申上げておられる。その違ひは結局人事院制度といふものがある、或いは法務府制度といふものがある、そういうものは違ひますといふ意味でござい

○吉田法晴君 もう少しはつきり願つておかないと問題が残ると思ひますので、それ以上は他意はないものと私

ります。天皇制を朝憲の一番最初に持つて來られた点に旧憲法的な考え方が、閣下長の頭の中にはある。

○吉田法晴君 御疑念の趣旨はよくわかりました。結局天皇制と申しましたその言葉の問題に關連して来ると存するものであります。おつしやいます通りに天皇制という言葉を使ひます。君主制と申しますが、そういう意味でお考えになる場合には、他の政府委員が申しました趣旨は、そういう意味でお答えをしたのではないのであります。この憲法で基本的な國家機關として挙げられておられる天皇制といふような意味で申上げておられるのであります。即ち國會制度或いは内閣制度といふようなものと同じ価値に置いて申上げておられる。その違ひは結局人事院制度といふものがある、或いは法務府制度といふものがある、そういうものは違ひますといふ意味でござい

○政府委員(佐藤意見長官) 御疑念の趣旨はよくわかりました。結局天皇制と申しましたその言葉の問題に關連して来ると存するものであります。おつしやいます通りに天皇制という言葉を使ひます。君主制と申しますが、そういう意味でお考えになる場合には、他の政府委員が申しました趣旨は、そういう意味でお答えをしたのではないのであります。この憲法で基本的な國家機關として挙げられておられる天皇制といふような意味で申上げておられるのであります。即ち國會制度或いは内閣制度といふようなものと同じ価値に置いて申上げておられる。その違ひは結局人事院制度といふものがある、或いは法務府制度といふものがある、そういうものは違ひますといふ意味でござい

○吉田法晴君 私に申上げたのは、刑法七十七條について言ひますならば、朝憲の目的と、それから暴動といふ二つの構成要件が七十七條には書いてある。その二つの事実が起つたならば、これは刑法七十七條の問題である。これを待つまでもない、こう説明せられるだらうと思ひます。そうするとこれは刑罰法規として動くときは別でありまして、その最後の三章でしか、刑罰法規の規制云々といふところを法案は中心として狙つていない、団体の規制が中心だから、団体の規制といふ場合には、そういう内乱が起つたといふことではなくて、この條文で行きますならば、今の言葉で言ふと、内乱の正当性或いは必要性を主張した云々といふ文書、圖書の印刷、或いは頒布、掲示、所持、こういうのが問題になる。

○吉田法晴君 御疑念の趣旨はよくわかりました。結局天皇制と申しましたその言葉の問題に關連して来ると存するものであります。おつしやいます通りに天皇制という言葉を使ひます。君主制と申しますが、そういう意味でお考えになる場合には、他の政府委員が申しました趣旨は、そういう意味でお答えをしたのではないのであります。この憲法で基本的な國家機關として挙げられておられる天皇制といふような意味で申上げておられるのであります。即ち國會制度或いは内閣制度といふようなものと同じ価値に置いて申上げておられる。その違ひは結局人事院制度といふものがある、或いは法務府制度といふものがある、そういうものは違ひますといふ意味でござい

○政府委員(吉河光貞君) 先ほど吉田委員からの御質問の中に非常に重大な御質問の事項がありましたので御答弁いたしたいと思ひます。この法案三條第一項の一の八に掲げてある内乱の實現の正当性又は必要性を主張した文書について御質問でありました。これは朝憲の實現の正当性又は必要性を主張した文書といふ意味には解していただいております。朝憲を亂す目的とする暴動、つまり内乱が實際に日本において行われ、行ふことの正しいこと又は必要なことを主張した文書、かように解釈しておられるのであります。決して朝憲の實現の正当性、必要性を主張した文書ではないのであります。お答え申し上げます。

う一遍御答弁願います。

○政府委員(岡原昌男君) 刑法第七十七條の内乱の罪は御指摘のように、一つの目的を以て暴動行為をなすという事を内容としたしております。つまりその目的があるということと同時に、具体的な行動をいたしました暴動という事に相成るわけでございします。そこで法案第三條の第一号のイ、ロ、ハのいずれも内乱に關連する事項は、その七十七條或いは八條、九條、すべて七十七條を基本とする内乱の具体的な行為というものを前提としておるわけでございします。従いましてその特殊な目的だけに限定されて、これが發展して行くのじやなくて、その内乱の構成要件すべてを背負つたままであり、イ、ロ、ハ全部がぶつて来るわけであり、従いまして只今御懸念のような結果にはならないのでございします。なお第二号におきまして、例えば殺人の予備、陰謀、その他につきましても、正当性、必要性の問題は法文上起らないことに相成つております。

○吉田法務省 文字はその通りであります。それじや具体的な例を挙げて質問いたしたいと思ひますが、五月一日、メーデーのあとで宮城前に事件が起つた。この真相につきましましては、先ほど内村委員から質問がありまして、その事態についてここで詳しく説明する必要はないと思ひます。そうすると、その前に人民広場に行こうという言葉が、或いはピラで、或いは口頭で言われたということであり、恐らく来年になつても、政府は政権が維持される限り、宮城前の広場をメーデーに使はせるといふことはなからうと、これは想像するのであります。判決があつ

ても使われなかつた。これは最後の場合にになりまして判決があれば別であります。一応今までの説からするならば、来年使わせたくないという気が政府にありなうと思ひますが、その点を確定的に申上げるわけではございません。むしろ不当性を私も主張して参つておりますが、例えばこれを例にとりますれば、来年、ほかの所でメーデーが行われた、そのときに宮城前広場に行こう、こういうことが言動でなされたものといひます。そうするとあそこに行つて騒擾をやる、こういう騒擾或いは教唆と申しますか、そういう事実が恐らく起るのじやなからうかと思ひます。であの五月一日のメーデーの後の事件があつたといふことで、恐らく来年或いは宮城前の広場に行こうといふことは、恐らくこれは二號のりを受けたものと、こういうことになるのじやないかと考えるのであります。私の言わんと欲するところは、今の朝憲案とそれから暴動といふ構成事件の中で具体的な行動を触れなければならぬといふこと、そういう説明でありますけれども、これから實際に行われるときにはそういうことになるのではないかと、こういう構想と申しますか論理の必然を持つてお尋ねをしてゐるわけであり、

○政府委員(岡原昌男君) 只今の御質問は第三條第一号から第二号のほうに移つて参つたように拜聴いたしたのでございしますが、第二号の刑法第六條の騒擾に關する構成要件は御承知の通り暴行、脅迫といつたような具体的な行為を内容としたしております。従いましてただ宮城の前に行こうといふだけではこれは恐らく問題にはなりませ

ん。なお更に七十七條の問題には特殊な目的は勿論ありませんので到底なり得ない、かように理解する次第でございします。

○吉田法務省 具体的な点は又後でも参りますし、昨日から最高裁の鈴木行政局長事務代理の御出席を願つておりますので若干質問は前に戻りますけれども、お聞きしておきたいと思ひます。鈴木さんに御尋ねするのでありますが、問題は行政権と司法権の問題であります。この点について昨日質問を申上げて少し佐藤法制意見長官との間に、質疑が十分ではなかつたのであります。行政権の非常な優位が憲法上或いは国の制度上はつきりいたしてございします。ところがこの行政権の優位といふものを新憲法は取除きまして国民主権といふ点がはつきり置かれたのであります。その中に基本的人権といふものが一番最高位の概念として置かれておることは申上げるまでもございせんが、この新憲法によります行政権と司法権とのあり方、例を旧憲法の下におきまして治安維持法或いは治安警察法或いは出版法、新聞紙法等刑罰規定或いは行政法に關連いたしますが、これらは行政権の強い規定を排除いたしまして、中央集権主義から地方分権主義に、或いは官憲行政から民主行政に、或いは警察国家主義から法治国家主義に移つたことは明らかであります。そこで警察のあり方といふものもそうであることも明らかであります。この破壊活動防止法によりますと、その地方分権化した、或いは民主化した、或いは法治主義的に直した警察を治安警察といふ名目で復活するので

あります。更にこれは裁判権と司法権とそれから行政権の關係になつて参ると思ひますけれども、一切の基本的人権の侵害に対しては常に裁判所の救済の途を開いて最高裁による違憲立法審査権によつて保障を全うすることと關連いたしまして、司法主義と申しますか明らかに確立せられておると思ひます。であります。一切の法律上の争訟について裁判所の救済を成し得る、これは裁判所法等にも表れておるわけであり、特審局なり或いは、今のところ特審局の立場も了承せられますが、法務府或いは意見長官も団体の規

正、これは行政処分であつてそれは終審ではない、裁判所に提訴することができると、だから憲法に違反しない、ところが行政事件訴訟特例法第十條第二項を使われることは、これは最近の青森県県會議員の問題に關連しても現におやりになつておる、恐らくこの問題についても殆どおやりになるのではないかと、それからそこにおられます特審局の代表のかたちも検事さんであるといふ勢であるかも知れませんが、我々がやつたことは必ず裁判所においてもこれは認められるであろう、こういうお話をしておられるのであります。そうすると、事実上行政裁判所といふものをやめてそして司法裁判所とやるという建前になつておる。國の憲法の建前が事実上その一隅が崩されるのではないかと、或いは少くとも裁判所としては好ましくないといふ点があるかと考へるのであります。この破壊活動防止法によります前進といふ形ではあります。行政訴訟に極めて近いものが行われるといふことにつ

て裁判所を代表して、國の司法権を代表してどういふふうにお考えになりますか承りたいと思ひます。

○説明員(鈴木忠一君) 只今破壊活動防止法案の審議に際して御質問のような点について裁判所の意見を申述べろといふことでございしますが、裁判所全体を代表して果して裁判所の意見としてここで申上げていいか悪いかその点若干疑問がありますので、裁判所を代表してという形ではなくして、裁判所の事務局におる者としてどう考へるかといふことにお聞き下さつたものとしてお答え申上げたいと思ひます。只今の御質問の中にありましたように、従来この行政権がかなり優位であつたのを、そうして行政のなした処分について原則として出訴を許さない、むしろ例外的に列挙した事項についてのみ制限的に而も行政裁判所といふ、司法裁判所以外の裁判所において争をさせておつた建前を、今度は原則として行政の処分を司法裁判所の審理の対象にならうといふようにいたしましたわけであり、この点を司法裁判所の行政権に対する優位といふように呼んでおる人もあるかと存じますけれども、これは別に司法裁判所が司法権が行政権に対して特にその上位に位して行政権に対して指揮命令をするといふ意味に解すべきではないと存じます。つまり具体的な事件を通じてその事件に現れた行政の処分が適法であつたか否かといふことについてのみ法律上の判断をするだけのことでありまして、本来広く行政庁をも、官庁をも含めまして一般の私人、官庁の区別を問はず、その間に起つたところの争訟についてその適法性を判断する裁判

は原則として司法裁判所にあるわけなんですから、従来の旧憲法の制限的な行き方をやめて、本来の司法裁判所としての機能を十分に働かせるというだけの意味であつて、行政権に対して司法権の乃至は裁判所の優位ということとは、むしろ旧憲法との制度の建前に比較しての比喩的な意味であらうかと存じます。

そういったしましてこの行政と司法との関係でございすけれども、行政も司法も大きく申上げれば、これはいわゆる立法に対する観念でございまして、即ち法律を作る国の作用に対してその法律のもとにおいて活動をする作用という点から言へば、行政も司法も同じ建前であらうかと思ひます。学者もそう言つておられます。ただ行政と司法と異なるのは、行政というのは、結局法目的の性格、つまり何が国家の目的になるか、何が治安上好都合であるか、どうしたならば国家の公益が増進するかというようなことを主にして考えるわけで、何が適法性であるか、つまり法律に合致してあるかということとは行政においては勿論ネグレクトはしないわけでありすけれども、主としてその目的を考へるわけでありす。司法はこれに反して裁判所の行為は何が法律に適合してあるかということを中心にして考へるわけでございす。そういうふうに考へますと、これは当然司法と行政という境界に交錯、クロスした面を生ずるわけでございす。でありますから司法と行政との境界は只今申上げましたように、大体において司法の領域においては具体的な事件の適法性を目的とする、行政においては法目的性を問題にすると、大ざつば

に申上げますけれども、なお司法権の点においてはその事後審査の性質が強いわけであつて、つまり或る犯罪の現案が起つた場合に果して刑罰法規に触れるか否かということを確認をし、すでに契約関係があり、乃至民事上の損害賠償に當るような損害事件があつたという場合に、果して損害賠償請求権が發生しているか否かということを確認して審査をするというのが本来の性質であります。併し司法の領域において新たな事態、権利義務関係を生ぜしめるような作用も司法関係の中にございす。例えばその主なものとして現在訴訟事件手続法でやつておるようなたぐいの行為が新たな権利関係を発生せしめるというやうな行為に該当するものが相當あるわけであつて、やはり非訟事件になりますけれども、会社の解散というやうなことも、これは若干この破壊防止法案に似たところがありますけれども、会社に対して解散を命ずるといふやうなことも司法権の範囲として現在はやつておられます。併しそれはむしろ本質から言へば行政に属する行為であります。ただ本来行政に属する行為を裁判所にやらせるのが便利であるといふやうな場合、本来司法の領域であるけれども逆に行政にやらせるほうが便利であるという場合、そういうそのときの立法政策、乃至は傳統、歴史と線にあるものは或る場合には行政に属せしめる、或る場合には司法に属せしめるというやうな面があるわけであつて、今まで申上げたことからこの破壊防止法案について、先ずこの前審的な意味で公安審査委員会に行かせるといふことが果して裁判所の本来の機能

を害しはしないかというやうな御質問のように思ひますが、最前申上げましたこの行政の性質、司法の性質から申しますと、司法としては何が適法であるかと言ふこと、それから事後審査的な機能が本来であるといふことから考へてみますと、むしろやはり前審的に行政機関をしてこゝういふ処分をやらせておいて、そしてそれについて事後審査的に裁判所がその適否について判断をするほうがいいのではないかと、その行き方が必ずしも司法本来の領域を奪つたといふことにはならないのではないかと、私は考へておるわけであつて、恐らく具体的な事件になりすといふやうな場合には、單に法規の上だけの問題でなくして、社会、国家乃至は世界情勢その他のいろ／＼な面から必要が多々あるのではないかと。裁判所にさういふ事件が当初から屬属をされまゝと、審理の材料にするところのいろ／＼な証據関係等も當事者双方から出されるものに制限をされるやうな関係もありまして、かた／＼裁判官の本来の使命からいつてさういふ世界の情勢をすみ／＼まで把握できる安のすみ／＼に至るまで把握できるかどうか、それらも疑問であつたのでありますから、今出されておるやうな形で行われたいと思ひます。これはないから、本来こゝの領域に属するんだから、当初から裁判所に屬せしめて、対立した関係でやらせるということも私は理論上主張ができないのではないかと、ただこの点についてはいろいろの見解が分かれる点だと思ひますけれども一応考へておきます。

○吉田法務卿 来て頂いた鈴木さんが適當であつたかどうかということ、これは私も考へますけれども、問題は新憲法の建前、憲法を守るかどうかという点に關連いたしますので、個人におけると申しますか、個人的な意見も入るかと思ひますけれども、私は少くとも新憲法に現れております司法権の權威或いは憲法上の地位といふものを守る点については十分の一つ御決意のもとに御答弁を頂きたいと思ひます。單にこの一つの問題ではないと考へます。こゝういふ法律がだんだんできて参りますと事實上司法権の権限といふものは逐次制限せられるのではないかと。この点に關連いたしましてこれは憲法の運用解釈については本国会がやるべきものであります。私どもがあなたに、或いは最高裁から来てもらつて判断するのじやなくて我々が判断すべきでありますけれども、実情はなか／＼さう参つておらん。そこで憲法を守るについて御援助を願ふ意味においてあなたに来てもらつてこゝで御答弁を願つておるのでありますから、法務府の一人のお役人としてのお考えじやなくて、もつと高い立場から一つ御答弁を頂きたいと思ひます。これは失禮いたしました、法務府のかたではありませぬけれども、事務的な立場からでなくて日本の裁判権或いは司法権を代表すると申しますか、擁護する観点から一つ御答弁頂きたいと思ひのであります。

問題は公式的な司法と行政との関係として御答弁になりましたけれども、問題が一般的な問題でなく当面出しております法案と、それから今後こゝういふ法律をどん／＼作つて行くかどうか、こゝういふ問題に關連いたします。基本は申上げるまでもなく、憲法七十六條の「特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。」なお法務府の御答弁によると、終審として行ふのではない前審としてやるのだといふ御答弁であります。この憲法をきめましたときの建前は、行政裁判所を廃止してそして行政権によつて行政裁判をするのではなくして司法裁判所にやらせるのだと、この建前ははつきりしてゐると思ひます。ところが前審といふ名前で事實上行政裁判が行われるのではないかと。而も行政裁判が行われてそれについて司法裁判所の判決を求める途中では行政事件訴訟特別法十條二項を活用して來てゐる。最近においては或いはこの法律の運用についても恐らく獎勵せられるだらうといふことが今日考へられます。それは特審局の御答弁によると、恐らくこの公安審査委員会において審決せられたものも司法裁判所において取上げられるだらうといふことが言われてゐる。さうすると事實上この新憲法でやめたところの行政裁判が復活する第一歩になるのではないかと。この点をお尋ねを、なお行政裁判所がだん／＼復活するやうなことについて裁判所として好ましいと思はれるかどうか。この点をお尋ねをしておるのであります。私が申上げるまでもありませんが、これらの点について昨日も実はお聞きとり願つたかも知れませんが「憲法義解」の言葉を引いて、旧憲法の下においてはこれは司法権からする行政権の独立といふものを強化する意味において、行政訴訟の事件は行政裁判所に別にやらせるの

だ、行政権にやらせるのだ、こういう建前であり、それから行政の処分は公益を保持せんとするが故にときによつて利益をまげることがあるが、又公益の必要に出ずるものである、こういう言葉で法務府でも或いは特審局で言われておりますような、公共の福祉のためには基本的な人権も制限するの止むを得ないと、こういう建前であるけれども、それは新憲法の取らざるどころであり、そして公益の名前によつても基本的な人権が制限せられるために、行政裁判所を設けないで司法裁判所にやらせるのだとこういう建前になつてゐるが、それを精神的にと申しますか、事実上崩すことになる第一歩をここでふみ出すのではないか、これについて裁判所でどう考えるか、

これは或いはこの法律は大橋前法務総裁によれば、橋頭堡である、今後強化されて参るだろう、こういうことが考えられます。或いは旧治安維持法に相当するものとしてここに破防法が出ましたけれども、前の治安警察法に相当するものとして現に公安條例の立法化が考えられ、今後出版紙法なり或いは新聞紙法なりというやうなものも復活する可能性が出て参ります。こういう司法裁判所の前審という名前であるけれどもも作られる制度は今後恐らく強化せられて参る今の政府なり法務府の考え方であるならばこれは前進こそすれ決して後退はしない。こういう制度を強化して行つて後退は考えられませんが、そういう第一歩としてこの行政裁判の措置を設けるやうな制度を作ることにについては司法権としてどういう工合に考えられるか。こういうことを重ねて一つお尋ねしておきたいと思ひます。

○説明員(鈴木忠一君) 私の只今の答弁が吉田委員には余りお気に入りにならなかつたやうに感じますけれども、これは別に法務府の肩を持つておきたいの感情はちつとも持つておりません。ただ私の現在持つております乏しい知識から基本的な判断をしてその結論を申上げてゐるのであります。私法務府の肩を持つて理由はちつともないわけですからそこは御了承願ひたいと思ひます。

それから言われました通り、行政裁判所というものを廃止しましたので、そうして行政庁の裁判は終審となることのできないというやうなことになるのであります。憲法の建前としては、前審であつても行政裁判所としての機能を當むやうなことを仮に終審でなくとも當むやうな裁判所を設けるということではこれは憲法の精神に違反してゐると思ひます。ただこの事件でやるところの委員会の決定というものが、果して前審としての、而も行政裁判所としての裁判であるかどうか、というやうな点については議論のわかれるところだと存じますが、建前としてはお上り前審であつても行政裁判所を復活せしめるやうな機構としては憲法に反するのじやないか、こう思ひます。

○委員(小野義夫君) ちよつと議事の進行上申上げます。法務総裁が十二時におひまを頂きたいというやうなことでありますから法務総裁に対する質問を内村君に許しまして、なおお諮りいたしますが、只今羽仁委員から鈴木行政局長に又お出願することも困まるから関連して約五分程度の質問があるというやうなことであります、それを一つ御承知願ひたいと思ひます。

○羽仁五郎君 私の最高裁判所の御意見を伺う質問ですが、法務総裁にもできるだけお時間の差支えない限り聞いて頂きたいと思ひます。

○委員(小野義夫君) それでは内村君の御質問を……

○羽仁五郎君 これは議員の発言のほうを先にして下さい。

○内村清次君 これはこの重大な問題がいよいよ総評の決定をなしつつあります。破防法に対する運動形勢が重要でありますからして、実は先ほどから労働大臣の出席を求めまして、そうして法務総裁とも所信を承わりたい、かように存じておつたのです。これはもう労働大臣も御出席がない。これはもう私も当初から申し上げましたように、総理大臣も御出席がない。法務総裁も昨日の約束と違つて早く帰られる。これでは実際これは本當にこの破防法に対して取組んで政府は熱意を持つて国会の御議論を聞いたり、或いは又熱意を持つて質疑応答に對処して行こうという気魄がこれはどうもうかがわれない。労働組合はもう真剣にこの問題と闘つてゐる。これは言論関係もその通りでございます。

○委員(小野義夫君) ちよつと議事の進行上申上げます。法務総裁が十二時におひまを頂きたいというやうなことでありますから法務総裁に対する質問を内村君に許しまして、なおお諮りいたしますが、只今羽仁委員から鈴木行政局長に又お出願することも困まるから関連して約五分程度の質問があるというやうなことであります、それを一つ御承知願ひたいと思ひます。

○羽仁五郎君 私の最高裁判所の御意見を伺う質問ですが、法務総裁にもできるだけお時間の差支えない限り聞いて頂きたいと思ひます。

○委員(小野義夫君) それでは内村君の御質問を……

○羽仁五郎君 これは議員の発言のほうを先にして下さい。

○内村清次君 これはこの重大な問題がいよいよ総評の決定をなしつつあります。破防法に対する運動形勢が重要でありますからして、実は先ほどから労働大臣の出席を求めまして、そうして法務総裁とも所信を承わりたい、かように存じておつたのです。これはもう労働大臣も御出席がない。これはもう私も当初から申し上げましたように、総理大臣も御出席がない。法務総裁も昨日の約束と違つて早く帰られる。これでは実際これは本當にこの破防法に対して取組んで政府は熱意を持つて国会の御議論を聞いたり、或いは又熱意を持つて質疑応答に對処して行こうという気魄がこれはどうもうかがわれない。労働組合はもう真剣にこの問題と闘つてゐる。これは言論関係もその通りでございます。

○委員(小野義夫君) ちよつと議事の進行上申上げます。法務総裁が十二時におひまを頂きたいというやうなことでありますから法務総裁に対する質問を内村君に許しまして、なおお諮りいたしますが、只今羽仁委員から鈴木行政局長に又お出願することも困まるから関連して約五分程度の質問があるというやうなことであります、それを一つ御承知願ひたいと思ひます。

○羽仁五郎君 私の最高裁判所の御意見を伺う質問ですが、法務総裁にもできるだけお時間の差支えない限り聞いて頂きたいと思ひます。

○委員(小野義夫君) ちよつと議事の進行上申上げます。法務総裁が十二時におひまを頂きたいというやうなことでありますから法務総裁に対する質問を内村君に許しまして、なおお諮りいたしますが、只今羽仁委員から鈴木行政局長に又お出願することも困まるから関連して約五分程度の質問があるというやうなことであります、それを一つ御承知願ひたいと思ひます。

こういふときにどうも私どもは労働大臣の態度は誠に残念に思ひます。こういう点はどうも委員長の力が私は弱いのじやないかと思ふのです。この点は一ツ委員長も考へて頂きたいと思ひます。

で、私が聞きますのは先ほど本会議で破防法の政府提案がなされましたときに、これは労働大臣が答弁されておられます。速記録の中に四月五日と十一日に公式に総評の代表者とのお会いになつてゐる。その後総評の意見も勿論これは破防法の撤回を要求したておつたはずであります。この要求に對しまして労働大臣は法務総裁と一緒においになつてゐる。その後又この答弁にも只今法務総裁がお述べになりまして、詳細な説明をして頂いたのであります。さういふやうなことが書いてありますからして、これは当然法務総裁はその話合ひの中におかがり合ひになつてゐる。さうしてこの労働大臣は次の三点を説明になつております。これは相當長くなりますから省略いたします。要するに破防法の第二條に對しまして、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するやうなことがあつてはならないという一句を挿入したということ。それから第二十四條第三項の裁判所の決定期日、これが百日以内のその裁判をするやうにせなくてはならないというやうな一項を加えた。それから公安審査委員会の委員には労働代表をいれたいという委員となすというこれは公式にはこの法案の中には書かれないけれど、その運用面においてこれをやると、さういふ三項を挿入し、或いは政府が考へ

てゐるからといふことを答弁されてゐるやうであります。この答弁によりまして政府の態度といふものは不誠意だ、これでは破壊活動防止法案といふものは挿入されたそのことでさえもこれは不完全である。

例えば第二條の挿入にいたしまして、これは注意の規定である。形式的な規定である。何らこれに對して正當であるといふ認定はこれはもう如何やうにでもできて、これを即ち正當でないとして、さうしてこれに介入をして来たところの例えは調査官といふやうな行為に對しては、何らこれに對して職権濫用の規定もない、これが一つ。それから第二の問題にいたしまして、百日以内に裁判をせなければならぬ、これは非常に遅い裁判がなつてや困るから、その点にかくさういふやうな百日以内といふことを規定したと言つてゐるが、せなくてはならぬであつて、決して百日以内には非せなくてはできないといふやうな非常なきつといふところの規定ではない、やつぱり裁判所の都合、その他によつてはそれが長くなることも當然なされるであらう。さういふやうなことを、それから労働代表をこれに挿入すると言つておられるけれども、運用の面で考えるといふことだけであつて法文の中には何らさういふことは明記してない。さう考へてみましてさうして一体組合の民主的な運営といふものが今日までなされて、漸く総評議会といふやうな四百万以上の組織になつて、さうしてこれは憲法に保障されておりますところの団体交渉権の問題にいたしまして、或いは又団結権の問題にいたしまして、或いはこの憲法の保障によつて生活権

てゐるからといふことを答弁されてゐるやうであります。この答弁によりまして政府の態度といふものは不誠意だ、これでは破壊活動防止法案といふものは挿入されたそのことでさえもこれは不完全である。

例えば第二條の挿入にいたしまして、これは注意の規定である。形式的な規定である。何らこれに對して正當であるといふ認定はこれはもう如何やうにでもできて、これを即ち正當でないとして、さうしてこれに介入をして来たところの例えは調査官といふやうな行為に對しては、何らこれに對して職権濫用の規定もない、これが一つ。それから第二の問題にいたしまして、百日以内に裁判をせなければならぬ、これは非常に遅い裁判がなつてや困るから、その点にかくさういふやうな百日以内といふことを規定したと言つてゐるが、せなくてはならぬであつて、決して百日以内には非せなくてはできないといふやうな非常なきつといふところの規定ではない、やつぱり裁判所の都合、その他によつてはそれが長くなることも當然なされるであらう。さういふやうなことを、それから労働代表をこれに挿入すると言つておられるけれども、運用の面で考えるといふことだけであつて法文の中には何らさういふことは明記してない。さう考へてみましてさうして一体組合の民主的な運営といふものが今日までなされて、漸く総評議会といふやうな四百万以上の組織になつて、さうしてこれは憲法に保障されておりますところの団体交渉権の問題にいたしまして、或いは又団結権の問題にいたしまして、或いはこの憲法の保障によつて生活権

てゐるからといふことを答弁されてゐるやうであります。この答弁によりまして政府の態度といふものは不誠意だ、これでは破壊活動防止法案といふものは挿入されたそのことでさえもこれは不完全である。

例えば第二條の挿入にいたしまして、これは注意の規定である。形式的な規定である。何らこれに對して正當であるといふ認定はこれはもう如何やうにでもできて、これを即ち正當でないとして、さうしてこれに介入をして来たところの例えは調査官といふやうな行為に對しては、何らこれに對して職権濫用の規定もない、これが一つ。それから第二の問題にいたしまして、百日以内に裁判をせなければならぬ、これは非常に遅い裁判がなつてや困るから、その点にかくさういふやうな百日以内といふことを規定したと言つてゐるが、せなくてはならぬであつて、決して百日以内には非せなくてはできないといふやうな非常なきつといふところの規定ではない、やつぱり裁判所の都合、その他によつてはそれが長くなることも當然なされるであらう。さういふやうなことを、それから労働代表をこれに挿入すると言つておられるけれども、運用の面で考えるといふことだけであつて法文の中には何らさういふことは明記してない。さう考へてみましてさうして一体組合の民主的な運営といふものが今日までなされて、漸く総評議会といふやうな四百万以上の組織になつて、さうしてこれは憲法に保障されておりますところの団体交渉権の問題にいたしまして、或いは又団結権の問題にいたしまして、或いはこの憲法の保障によつて生活権

てゐるからといふことを答弁されてゐるやうであります。この答弁によりまして政府の態度といふものは不誠意だ、これでは破壊活動防止法案といふものは挿入されたそのことでさえもこれは不完全である。

例えば第二條の挿入にいたしまして、これは注意の規定である。形式的な規定である。何らこれに對して正當であるといふ認定はこれはもう如何やうにでもできて、これを即ち正當でないとして、さうしてこれに介入をして来たところの例えは調査官といふやうな行為に對しては、何らこれに對して職権濫用の規定もない、これが一つ。それから第二の問題にいたしまして、百日以内に裁判をせなければならぬ、これは非常に遅い裁判がなつてや困るから、その点にかくさういふやうな百日以内といふことを規定したと言つてゐるが、せなくてはならぬであつて、決して百日以内には非せなくてはできないといふやうな非常なきつといふところの規定ではない、やつぱり裁判所の都合、その他によつてはそれが長くなることも當然なされるであらう。さういふやうなことを、それから労働代表をこれに挿入すると言つておられるけれども、運用の面で考えるといふことだけであつて法文の中には何らさういふことは明記してない。さう考へてみましてさうして一体組合の民主的な運営といふものが今日までなされて、漸く総評議会といふやうな四百万以上の組織になつて、さうしてこれは憲法に保障されておりますところの団体交渉権の問題にいたしまして、或いは又団結権の問題にいたしまして、或いはこの憲法の保障によつて生活権

を守つて行く、こういうようなこの組織関係の重要な生産の一翼を全体に担つてゐるところの労働組合が、この法律が出て来たならばこの三点どころではない、そのなかに含まれてゐるところの問題で、自分たちの民主的な運営というものがこれはもう殆んど制限されてしまふ。こういうようなことばも先ほどからの総括質問のなかでも、これは箇條別の問題でなくて総括の質問のなかからでも総括は十分認めておられることであると思ふ。

こういうような不誠意な態度で、今回の総評の決定というものが、これが行過ぎである、或いは又政府に対するところの陰謀的な行為であるというやうなことに法務総裁はお考へになるかどうか、その点が第一点。

第二点はこの第二條の挿入というものは、これは法務総裁といひましてどういふやうな心境でこれは挿入されたのであつて、又これを将来においてどういふやうな確約をなされて行くのであるか。この正常な労働運動というものをどういふやうに解され、どういふやうに確認される、どういふやうに将来保障されて行くのであるか、この二点を先ずお伺ひしたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私はこの本法案によつて労働組合の民主的運営が阻害されるということは、私は理解に苦しむのです。ところがこの法案によつて労働組合の正常な運動が阻害されましようか。繰返して私が御説明申し上げた通り、この法案の狙いはいよいよこの国家の基本秩序を破壊したりするやうな内乱を企図したり、或いは政治上の主義、主張、施策を推進したりする目的を以て暴力的破壊活動を行わ

んとする団体を規制しようとする意味である。正常な組合運動が国家の基本秩序を破壊するやうなことを計画されましようか。又政治上の主義、主張を推進するために騒擾とか、殺人とかその他ここに挙げてありますやうな凶悪な犯罪を計画されるということは私も私は奇なりと思ふ。ここに私は思ひをいたして頂きたい。我々は労働組合の健全なる発達をこいねがいます。

どこまでも我々はそれを支持するものである。政府及び国家の基本秩序を破壊するやうなやうなことが労働組合でありますましようか。どうも私はこの法案によつて民主的運営を阻害するという目的が含まれてゐるというのであります。私は非常に意外に思つてゐる。實際我々どこまでも労働組合の正常な発達又推進をこいねがうのであります。

その点であります。法案の目的というものはただ、今申上げました通りの凶悪なる破壊活動を企図する団体を規制するということでありまふ。決して労働組合を対象とするものでないといふことを私は確信いたしてゐるのであります。

○内村清次君 第二條の挿入は……○國務大臣(木村篤太郎君) 第二條の挿入の点であります。これは私は、挿入しなくても当然のことだろつと思ひます。併し労働大臣がいろいろ折衝の結果、これはもう労働組合についていやくも介入しないのだといふことをはつきりさせておくのがいいのじやないか、それはそれなれば我々も至極賛成だ、入れましよう、従属規定として入れましよう、この準則を守らせることにしましよう、併し私の気持ではこ

ういふものを挿入しなくても、この法案では当然のことと考へております。そういうことはあり得ない、あつてはならん、当然なことと考へております。

○内村清次君 法務総裁の労働組合に対する認識の、只今の労働組合は決して破壊活動をやる組合ではないのだ、その点はその通りです。決して破壊活動をやる組合ではありません。いやしくも総評議會は民主的な訓練は、まだ年数はたつておりませんが相当な訓練過程をやつて、そして運営というものは民主的にできております。ただこの組合がなぜこの問題についてあやうな民主的な抗議をやるかといふことの点につきまふと、どうも法務総裁の労働組合に対するところの實際の認識が足りない。運営というものはさういふやうな思想的なことだけではこれはなされておられない。いわゆるこの今までの事例におきましても、相当民主的な運営を妨害しておるのです。これは実例を挙げますと、宇部警察の問題でも同じことであります。最近の労働組合に對しまして相当官権の即ち圧力というものが、この民主的運営を阻害しておることは事実です。簡単なあなたの目で見てところの一例を挙げましてもその通りですが、国会に民主的な陳情がなされて来る。これは集會の届も或いはやつて来る者もありましよう。或いは三々五々来る者もありましよう。とにかくここに集つて来る。そしてこれを挑発するものはみんな警官じやないですか。これはあなたのほうでは治安の関係があるのだ。取締関係があるといふやうな立場でやつておるけれども事件といふものはそのときにより警官の挑発でなされてお

る。民主的組合は決してさういふやうな指令も出しておらなければ何にも出しておらない。さういふやうなことが自體が現にあなたの目の前でもされております。ところが各労働組合の全国の内部におきましては、さういふ爭議形態といふものは、当然これは許されたところの権利でございするからして、労働組合が、やはり生活権を奪うやうな無理難題資本家がありますれば、それと闘つて行く権利は当然法に許されておる。これでやつて行く。本當に民主的な機関で、本當に民主的な妨害行為がある。さういふやうな事態といふものはたくさんあるのです。さういふやうなことが今回のこの第三條によりまして……やはり組合を運営して行くためには機関紙も発行しなくちゃならん。要求もこれは民主的に決定する。その要求を聞かないところの……或いは又政府の政治形態といふものががこんになつて行きますれば、例えば御承知のごとくいゆる国鉄の仲裁委員會の裁定でもこれを政府は聞かない。人事委員會の勧告も聞か

ない。さういふやうな政府の態度が出て参りますと、やはりそれは機関紙にも載せなくちゃならん。政府の攻撃もやらなくちゃならん。さういふやうなことは機関紙には当然載せて行くべきであります。ところが、或いは又その民主的な訓練をやりますためには、さういふ諸所々々の各国のいろ／＼の事件についても報道しなくちゃならん。さういふことがやはりこの調査官あたりの出入りによりまして、やつぱり認定によつてこの運営の重大なところにより干渉がなされてゐる。さういふやうなことがあるために、自分たちの生活権といふものがもぎ取られて行くといふことの心配で総評といふものは重大な決定をせざるを得ない。政府に反省を求めなくちゃいけない。さういふことになるのです。それで法務総裁がさういふ運営のことを知らずして、さういふ本當に支障があることは知らずして、折角民主的にやつて行く、或いは又あなたの先ほどからの心配なさつておるところの、例えば或いは共産主義といひましようか、これはあなたが心配しておる、さういふところと非常に内部的な抗争によりまして、さうして全体主義的な独裁主義的なことが若しもあつたならば、これを排除して行くといふやうな下からの盛り上りといふものがここになされて行くのです。それを一般にやれない。さういふ危険に政府が介入して、法律でこれを取締つて行こうといふやうな考へがある以上は、これはやつぱり総評が決議せざるを得ないやうな段階になるだらうと私は思ふのですが、今のやうな事態に對しまして、法務総裁は一体この法案では、例えば調査官でも正常な組合の問題に對しては一切一つ関与させないといふ強い確信があるかどうかこの点一つお伺ひしたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。私も前に民間におりまして多少労働組合内部の事情も研究しておるつもりであります。さういふ素人ではないのであります。それで最近ここに例に引かれましたデモ行進のことなんかも私も一部見ております。これは内村委員も御覧になつたのであります。さういふことをやつてゐる事

きにより警官の挑発でなされておる。民主的組合は決してさういふやうな指令も出しておらなければ何にも出しておらない。さういふやうなことが自體が現にあなたの目の前でもされております。ところが各労働組合の全国の内部におきましては、さういふ爭議形態といふものは、当然これは許されたところの権利でございするからして、労働組合が、やはり生活権を奪うやうな無理難題資本家がありますれば、それと闘つて行く権利は当然法に許されておる。これでやつて行く。本當に民主的な機関で、本當に民主的な妨害行為がある。さういふやうな事態といふものはたくさんあるのです。さういふやうなことが今回のこの第三條によりまして……やはり組合を運営して行くためには機関紙も発行しなくちゃならん。要求もこれは民主的に決定する。その要求を聞かないところの……或いは又政府の政治形態といふものががこんになつて行きますれば、例えば御承知のごとくいゆる国鉄の仲裁委員會の裁定でもこれを政府は聞かない。人事委員會の勧告も聞か

実があるのではありません。或る家の机の上に靴ばきで乗つておる現実は私は見えておるのです。そういう事実もありま

す。正常な集会もあります。必ずしもこの警察官の挑発そのものによつてのみ起るとは断定できない。私はそう思

いせん。

そこで政府の施策についての批評についてはこれは十分おやりになる。これは何ら法案の阻止するところではありま

せん。これは自由によるべきであらうと思ひます。これは言論の自由で

あります。併しながら事ひとたびその自己の政治上の主張なり主義なりを暴力によつて推進しよう。ここに問題があるのではありません。暴力によつて

。内村さんの御心配になるところは、そういうことを濫用されるんじや

ないかという点であります。我々はその点について最大の考慮を払つております。すでに兇悪犯罪を一々指摘して、そういうことを企図するものを限定しておるのであります。これは組合におきましては、一部の激烈な言論をする人もありましよう、ありましようけれども、その人たちに内乱をやれとか又人を殺したり、汽車を顛覆したりする、おおよそそういうような兇悪な犯罪を、私はいくら言論の自由だからといつて、組合の人たちは常識があればやらないものと確信しております。私は組合の人たちもだん／＼だん／＼民主的に運営されて行つて、そして立派に日本の再建に努力されておることには敬意を表しておるのです。その一部におきまして危険分子があつて、や

やともすれば一般の労働大衆を率いて、自己の恣意をほしきままにするや

に見受けられる節があるのであります

す。それは極めて危険な問題です。労働大衆は理性によつて判断し……、これは常に言つております、人間の尊厳性はどこにあるか、いわゆるデインジヨ

ンだ、理性によつて自分が決定するのだ、いわゆる附和雷同しないことだ、み

ずからの行動による、これが人間の持つ尊厳性である。自分の意思でみずから決定しなから行動する。これなくして日本の民主政治の確立もない、私はそう思つております。労働者大衆も一部の尖鋭分子に使はれ、されることがな

く毅然として自分の向うところを定め

てやつて頂きたい。この法案によつて私は全然そういうような民主的組合運動を阻止するような意図はない、又断じて私はそういうことはさせないといふことを申し上げます。

○吉田法務省 法務総裁のしば／＼繰返される、この法律で労働組合を弾圧するといふような考えは持つておら

ん、それはしば／＼繰返されましたが、私も私もと説いたします。併し法

務総裁の善意といふものは、この法の運用によつては実際にはならんのだらう

この点を私どもは問題にしておるわけ

であります。で、條文についてその点を具体的に論議をしなければならませ

んが、破壊活動の定義が三條に行われ

は、これはあとで、昨日も意見長官或いは特審局のほうで認められたわけですから、そうするとその中でりの公務執行妨害並びに職務強要とその扇動、教唆という関係になります。公務執行妨害はどういうものを基準にして起つておるか。先ほどお話を内村氏が出しましたデモ問題をとりまします。そうするとこれは去年の暮であつたと思ひますが、この国会の周辺に総評その他の都内の労働者が集まりまして、国会の中に、この広場に入らうと交渉をいたしました。話合ひが済んで入りまして。入るときに旗を持つて入らんようにしてくれ、こういうことでした。が、一、二持つて入りました。旗竿が付いてお

ります。竹であります。これは本来のか

ねが付いておつたりするやつを……や

れでも困るというので、ちよつと行つて警官が取りかけたのであります。そ

うするとそこでもみ合ひが起りました

が、これは何のこなしにそこは済んだのであります。そこは済んだのであ

りますが、今あなたの言う兇器です、旗竿は或いはそれを竹竿に取り替えても兇器と目されるというこの危険性

は、これは否定するわけには参りますまい。恐らくこの間のメーデーのとき、私實際を見ておりませんけれども、旗或いは旗竿等が兇器と考えられた点もあるようであります。これは過去においてもはつきりございます。そうすると、そういう或いは大勢の集会や或いは陳情デモを行うその場合に公務執行妨害といふものがこれは今までの実例からしても起り得る可能性がございます。そうすると、それとなく公

務執行妨害を初めから扇動するといふ

ことはなか／＼ないのじやないか、こ

う言われますけれども、実際の結果か

ら起つた場合も、もみ合ひが始まつ

た。そこで公務執行妨害が起つた、そ

こで過つて教唆、扇動があつたかといふことを判断されることは当然であり

ます。現在の刑罰規定でもその通りであります。而もこれは行政官が運用されるのであります。或いはここに出ておられるような特審局の幹部じやなく、実際に末端のかたが行われる、その末端の人たちがどういふ人たちであるかといふことは、この間伊藤委員から指摘された通りであります。行政権の日常の運用の場合に、運用が行われませんでしたとしても、或いはあなたが考へられないようなことが起つたとして

もそれはなか／＼とめられませんか。む

しろ法律全体からいつても、構想から

いつても、先ほど申しましたけれども

も、特審局のものの考え方、或いは特

審局は情報屋といふものを使つておら

れます、或いは情報を買取つておられ

たり或いは法務総裁を動かしておると

は私は申しませんが、そういう考え方

によつてできた法律、その運用が行政

官の末端で行われる場合に、そういう

問題が起り得ないとな誰が保証できま

しうか。この点を問題にしておるわけ

であります。或いは公安條例の制定で

以て臨監のようなものが復活して参り

ますけれども、あれは臨監の復活じや

ないと言われるでありますしう。別

れな見方からいたしますならば、これは

初めは調査であつても昔の臨監のよう

なものが復活することは明らかであり

ます。その点を問題にしておるわけで

あります。そこであなたの言われる危

険中の危険という行動そのものが起れ

ば刑罰規定の問題であります。そうじ

やなくて、それを規制するために予備、

陰謀、教唆、扇動といふものをこの規

定の対象にする、或いは調査の対象に

するといふことになれば、私も私も心

配する言論或いは団体行動の制限が行

われて来るということは、これは当然の

見通しであります。その点について法

務総裁は余りに樂觀的であり、或いは

呑気であるといふことを私も私も申上

げて、若しそういうお覚悟があるならば

それを法上に表わさなければ、法律の

保障がなければ運用はできないといふ

ことを強く申上げておるわけでありま

す。この点は如何ですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は決し

て呑気に考えていないのであります。

事がもうすでに発生してしまつたなら

ばこれは終りであります。その事前に

おいていかにこれを処置して行くかと

いうことに相成らんと国家の治安とい

うものは維持できないと私は考へるの

であります。そして予備、陰謀であ

ります。もうすでに事が終らぬ先にお

いて事を処置してやろうといふことに

ならないといけないのであります。こ

れは予備、陰謀の点においてこれを処

置して行くといふのであります。而

してこの法案の運用において、調査官

の話であります。調査官が団体の規

制の決定をするのじやないのでありま

す。ここに我々は非常に考慮を払つた

のであります。委員会制度といふもの

を設けたのであります。これは御尤も

であります。調査官にそんなことを決

定させや大変であります。我々の考

慮を払つたのはこの点であります。恐

ろ

ろ

ろ

らく行政処置についてはかの法案に見られないところであると私は考へております。私はみづから語つております、この委員会制度を設けたというところは、いわゆる国会において選任された有識者を選んで、そしてそのかた／＼によつてその規制をするかどうかというこの決定をしようとする。そしてその決定に対して不服があれば司法裁判所に行つて公正な裁判官の判断に任せる。これは最も合理的である、こう思ひをいたしてこの法案を作成したのであります。

なお調査官の調査の実際につきましては我々これに十分な教養と、又この人の人選について思ひをいたしまして、御心配の点のないように極力努力いたしたい、こう考へております。

○委員長小野(義典) ちよつと吉田君、こゝで五分間羽仁委員に発言を許します。

○羽仁五郎君 最高裁判所に向つて参考の意見を述べ頂くということについてであります、私も国会議員は新憲法によつても誠にあわれなものであります、政府、法務総裁並びに政府委員を証人として証言をとることもできないのです。お聞きになつておりますように偽証や国会侮辱をしては平氣でなさつてゐるわけですか。併し我々は裁判所に対しては参考の御意見は何うだけなんです、どうか一つ權威のある参考の御意見を伺いたと思うのであります。私の念ずることはただ一つなんであり、どうか国民が法に服するようにありたいということであり、で裁判所の独立ということをどうか第一に念頭において頂きたい

それは過去において見出し難く行政の決定に対しては屈辱しなかつたといふことをやつて頂きたい。最高裁判所長官は自分の信念に反するような者の自由も護つて頂きたい。そうでないならば到底最高裁判所はその權威を全うすることはできない。自分の信念に反する人の自由も護るといふ覺悟は勿論ありになることだらうと思ひます。そして今おつしやつてゐるこの行政と司法との区別、アカデミックな御説明であります、どうか今私が申し上げたような点からさういふ点についてもごまかしが行われぬよう、法が護られるよう。先日法務総裁はこの法律案によつて罪を受ける人は確信を喪へないだらうと、即ちこの罪に服しないのです。なぜ服しないかと言へば、立法上の罪の認定が行われてゐるから。立法上の罪の認定について、法制意見長官は私の質問のときにはまだそれがわからぬくらいに恐らく勉強が足りぬのではないと思ふ。或いは勉強よりも国民の真実の自由を護るその熱情がないのです。ですから立法によつて罪を設定すれば国民はそれ納得できません。すでに殺人なり何なり何人が見ても悪いといふものについて裁判をなさる、それでこそ納得する。併し法律によつて勝手な罪をこしらへさうしてそれで罰する。最後にあなたのところへ持つて行きます。あなたのところで、裁判で納得できますか、さういふ責任が負えるといふようにお考えになりますか。行政が立法府に向つて新しい罪を設定してくれと言つて来る。そして立法府は今まで十分な権限を持つていない。又その慣習も持つていない。従つてそれが法律になり、そして法律

で以て新しい罪ができる。それをあなたのところへ持つて来る。そして裁判をして納得するといふことができない。さうすれば裁判の本当の目的、或いは法に對するところの国民の心服、それらの目的も果されなくなつて来る。さうすると国民の最後の手段は何であるかといふと恐るべき結果に到達すると思ふのです。ですからこの法案につきまして、最高裁判所がその権限、直接でないかも知れませんが、間接の關係において慎重な關心を集中せられまして、或いは次の機会にどうか權威のある参考意見を頂きたいといふふうにお願ひします。特に法務総裁をここに置いてそのことを申上げるのは、法務総裁も只今不幸にして行政の最高責任を負つておられるけれども、併し法務総裁御自身は、国民が合法的手段を盡し、従つて政府も国民に合法的手段を盡させるといふ立場にあられる。ところが先日、昨日もイデオロギーに對してはイデオロギーを以て闘うべきだといふ中山委員の御質疑に對して法務総裁は、我々はイデオロギーに對してイデオロギーで勝つ自信はないといふことを言つておられるのであります。イデオロギーを持つておる人を承服させることはできないと言われたい。これは私が法務総裁の言葉を誤解してゐるのだらうと思ひます。而もさういふようにして立法によつて罪を設定し、それが納得できないといふことは、あなたもおわかりになると思ふ。さういふものを今この法律でやらうとしておる。そしてこの公安審査委員が、結審をやつてしまふ。団体を解散

させてしまふ。團結を全くそこで制限してしまふ。一旦解散された団体といふものは再び浮き上ることはできない。団体それは人の場合と同様、団体を解散するといふことは人を殺すと同じである。我々の生存權と並んで團結權といふものが基本的人權であるといふことはよく御存じだらうと思ふ。さういふ団体を解散させてしまふ。団体を再び作る、これまで作つたのは容易なことではない、一人や二人の努力じゃない、大勢の人が努力して団体を作つて来た。それを解散してしまふといふことをやつてしまふ。それはあとで裁判所で救ふことはできない。どうか裁判所が国民の貴重な人權といふものに對してはできるだけ早くその手をさしのべられて、これを救われるといふ任務をも果して頂きたいといふように思ひます。時間を非常に制限されましたので、幾つもの、約五つか、六つの問題を早口で申上げましたが、これは委員長に命に服するためであつて、どうか、私の言葉が早かつたのですが、重要な問題があることを御了解下つて、最高裁判所が次の機会において、これらの法案につきまして、若し私どもが参考の意見を願ひしましたときには、どうか国民の誰が聞いても成るほど立派な最高裁判所の御意見だといふ御意見を聞かせ頂きたい。どうかお願いしておきます。

○國務大臣(木村武太郎君) 私只今羽仁委員の御発言中甚だ不禮當な発言が私に對してあつたと思ひます。如何なさいませうか。私は偽証するやうな男じやありません。偽証になるやうな言辭がどこにありましたか。

○羽仁五郎君 私は国会を侮辱し、或いは偽証をするといふ事実があるのではないかといふやうにも考へられるといふふうにお願ひします。その事實はどういふことであるかと申しますれば、私も政府委員、これは主として法務総裁ではないのでありますけれども、併し今法務総裁のお言葉でありますから、私も法務総裁に對してもそのことを申上げますが、国会議員が、この法律案について濫用の虞れはないかといふ場合、法務総裁としても御自身として、或いは濫用の虞れがあるのではないかといふやうにお考えになる点があると思ひます。法務総裁は、その場合には何とかして運用の上で全きを得たいといふやうにお答え下すつております。従つて我々としても、運用の全きを得るためには、法律の上でもその措置をして頂きたいと考へております。併しながら法務総裁もお聞きになつておられるでしようけれども、政府委員の中には、これらの濫用は全くない、昨日の中山委員の御質問に對して、絶対にないといふ言葉まで使つておられます。これは私は、中山委員もその点については絶対にない言葉を除かれたはうがいいのではないかと、さういふに細かにおつしやつて、細かに解決いたしておられますが、それらの点を私は申上げておるのであつて、法務総裁の御人格或いは法務総裁のお心持といふものに対して、私は最大の敬意を持つておる。これに對して諍論的な言辭を用ひようとしておるのでは全くないので、この点はどうか法務総裁も御了解願ひたい。今まで法務総裁も、私の随分はげしい言葉に對しても寛大にお答え下すつたのは、恐らくは私がはげしい言葉を用ひるのは今までの日

は偽証をするといふ事実があるのではないかといふやうにも考へられるといふふうにお願ひします。その事實はどういふことであるかと申しますれば、私も政府委員、これは主として法務総裁ではないのでありますけれども、併し今法務総裁のお言葉でありますから、私も法務総裁に對してもそのことを申上げますが、国会議員が、この法律案について濫用の虞れはないかといふ場合、法務総裁としても御自身として、或いは濫用の虞れがある点があると思ひます。法務総裁は、その場合には何とかして運用の上で全きを得たいといふやうにお答え下すつております。従つて我々としても、運用の全きを得るためには、法律の上でもその措置をして頂きたいと考へております。併しながら法務総裁もお聞きになつておられるでしようけれども、政府委員の中には、これらの濫用は全くない、昨日の中山委員の御質問に對して、絶対にないといふ言葉まで使つておられます。これは私は、中山委員もその点については絶対にない言葉を除かれたはうがいいのではないかと、さういふに細かにおつしやつて、細かに解決いたしておられますが、それらの点を私は申上げておるのであつて、法務総裁の御人格或いは法務総裁のお心持といふものに対して、私は最大の敬意を持つておる。これに對して諍論的な言辭を用ひようとしておるのでは全くないので、この点はどうか法務総裁も御了解願ひたい。今まで法務総裁も、私の随分はげしい言葉に對しても寛大にお答え下すつたのは、恐らくは私がはげしい言葉を用ひるのは今までの日

本の官債主義をどうか脱却したいというただ一つの意図から出ておることを御賢察下すつてのことであらうと思うのであります。私も随分ひどい言葉を使うことは、本当にたまらないのであります。例えばそれが今おつしやるまでもなく……

○委員長（小野義夫君） 羽仁君にちよ
つと申上げます、簡単に……。

○羽仁五郎君　公安審査委員の職務は、これは岡つ引の手先であるということを上げたことは実ははげしい言葉で、私は心中において誠に申訳ないと思つてゐる。併しそれはなぜそういはげしい言葉を用いるかという点をどうか御賢察下さつて……今まで御賢察下さつて、その点についても特におとがめがなかつた。併し或いはそういう言葉を重ねるならば、そういうふうにお怒りかも知れないと思いますが、これは併し法務総裁も私も、全くどう

かこの積弊抜くべからざる官俸主義を脱却して行きたい。そうして権力の前に出れば、直ちに膝を屈して三拜九拝する国民の奴隸的根性を叩き直したいというただ一つの気持からであるということを御賢察戴きたい。そうして只今私が用いた言辭に対して法務總裁が責められたような言葉が若しあつたならば、お許しを戴きたいと思ひます。

○委員長(小野森夫君) なおその点については速記録を調べまして、羽仁委員の言辭の中に不穩当なものとありと

すれば、これは次の機会に取消しをお願いすることに、そうして議事を進行いたします。

○吉田法晴君　法務総裁が一時に立ちたいというのをお願いして三十分お残りを願った。再びおいでを願うという

ことは非常に困難だ、殆んど見込薄のようでありますから法務総裁に申し上げたい点を一、二点だけ申上げて答弁はこれは或いは願わなくともかまいませんから申上げておきたいと思います。この三法律案の一番中心は何であるかと言いますと、昨日も申し上げましたけれども治安警察という制度を復活することである。名前は何とつけまじようと治安警察を復活することにあることは間違ひございません。そうすると破壊活動防止法というのは、公安調査庁という、治安警察或いは思想警察という言葉を用いるとお嫌いになるかも知れませんが、それともそういうものを作る、或いは活動のこれは根拠法規としてしか私は動かないように思うのであります。問題は司法権じやなくて行政権でありますから、警察権でありますから、そのことを特に申上げるわけでありませう。

それからなお従来私どもが知りまし
たところでも、東大事件の全体の当否
は暫らくおきまして、あの東大事件を
通じて私どもが知り得ましたところの
特高的な活動が始まつておるといふこ
とであります。私が郷里に帰りまして、
破壊活動防止法について反対の労働者
大会がございましてそれに出席いたし
ました。そのときに社会黨員、これは
製鉄所の従業員であります、それが、
黨員の一人として発言をいたしました。
その内容は別に私は、言われるよ

うな、或いはこの法條で言うような破壊活動を扇動するものではなかつたと考えますけれども、その男は家庭に或いは職場に調査をせられております。その結果は職場において解雇等の危険が迫つておるかのように申して参

つたのであります。これは自治体警察の中に、国家警察のこれは捜査二課と云うのであります。或いは街頭録音の場合に起りました東京の事件は御承知であろうと思ひます。実は公安調査庁ができませんならば、これらの活動がこれは合法化され、そして公安調査庁との連絡の下に今後行われて参るでありましよう。明らかに特高警察の復活が合法的にこれかなされるということになると思はれる。そしてその實際の活動については、これは法文文に現われておるところではその三條の或いは一号、二号でありましようけれども、その三條一号、二号でも或いはハ、ヌ等の教唆、扇動等が先ず表面に出て参ります。社会に出て参ります行動としては最初の調査の對象になる、これは間違ひないと思ひます。先ほど事務総裁は、やあ行政機関であるけれど

ども調査官にやらせないで審査委員会にやらせるといふ制度をとつたことは、これは極めて特筆すべきであつて自慢になるのだとおつしやいましたけれども、併し実際の社会における活動の一番重大な点は、その審査委員会の活動の前の調査活動であります。これには或いは尾行、追隨等もなされるといふことがここでお話等が出ております。或いはあとで質問をして参りますけれども、検閲制度に相当するようないことが復活するのはないかと私ども

は心酔をしておるわけであり、その基本になりますのは、何といても思想に対して思想、言論に対して言論ではなくして、一つの国家権力で介入するという態度をとられるところから出て来るのだと私どもは考えるのでご

ども民主主義の一つの大きな要件をこゝでふみ外そうとせられるかどうかと、こういう危険にかかつて参ります。或いはこれは民主主義、自由主義の基礎になります自由、博愛、平等の原則からいいますならば、或いは自由、博愛の項目については治安維持という名目の下に捨て去らうとせられるのではないか、そう私どもは考えるのであります。その点について時間をとりますが、もとの「法曹界雑誌」の復刊であります「法曹時報」の再刊の辭の中にはこういうことが書いてございます。「リンカーンが、南部の一狂漢の凶弾に倒れる一カ月前、第二回目の大統領就任に際し次のような演説をした。『何人に対してもうらみを抱かず、すべての人に対して慈愛の心をもつて、神の示したまう正義にかくく立ち、願わくはわれらの仕事の完成のため、』

民の傷を包み、戦争の重荷を負う人々とその寡婦、孤兒をねぎらう道を講じ「正義」にかなうとこしえの平和をわが国に、また世界にもたらし維持させるような一切のことを盡すために努め続けよう。」これは法曹人としての法務総裁としては従来持つて来られた観念かと思うのです。この「法曹時報」の再刊の辭に述べられました精神は、私は法曹界の意見も代表しておるものと思ひます。ところがそのリンカーン

の言葉を引かれた中における、何と申しますか博愛と申しますか自由と申しますか、そういう点について或いは寛容の精神というものは、この法律によつてはふみ外されようとしている。成るほど出て参ります破壊活動のこの根源

について、御心算になる國際的な關鍵
 云々ということでは、これは法務總裁流
 べられたところでありませうけれども、
 實際に私どもが見聞いたします破壊
 活動、この点について例えば朝鮮人の
 諸君の問題であります、私は出入国
 管理令を含めます外務省關係の諸法律
 を審議したときに、あの出入国管
 理令の中には従来日本人であつた朝鮮
 人の諸君も、何と申しますかやつぱり
 民族的な悲憤觀念も含めて人間的な賤
 扱を入つておることを感じました。或
 いは現在長崎その他でも問題が起つて
 おるようでありますけれども、ささ
 な事由からして強制送還され、或いは生
 歸つたならば戰慄に塗られ、或いは生
 命の危険さえも感ずるといふときに、
 弱者として團結ししてああいう行
 動が起つて来ることにつては、私は一
 片の同情を以て見るべきがあると思
 へば、さういふ點に於ては、

私ども戦争中においても經驗をして参りました非合理的理由なき暴力に對して自分を守るための集團行動がなされて参りました。併し私はその集團行動をとがめるか、或いはその前の非合理とな日本人からの暴力というものをとがめるべきであるか、これは大きな問題だつたと思うのです。今日においてもその点は言い得ると思うのであります。時間がございせんから、この点について民主主義を擁護しよう、こう

も、その民主主義の法務総裁の言葉の中からい言ますならば一つ重大なものが欠けようとしておられる。そこに問題があり、そしてそれが先ほど私が申し上げましたような内乱への事態を招来

するものではないか。これは国民の民主主義を擁護しようという決意については、法務総裁といえどもこれは御了解になつておると思ふのであります。政治の面の欠如或いは私どもも納得したい点の救済を破壊活動防止法という力でもつて、或いは行政行為でもつて、警察行為で押して行くということは、これは極めて危険性があるということをお申上げて、法務総裁の御意思の中からは一つのとにかく欠けようとするものを回復せられて、民主主義擁護のためにお返し下されんことを切望いたします。あなたの時間もございしますので一應御質問を終りたいと思ひます。

のために基本的人権を如何にも制限することが出来るのだと、こういうことになりますれば、これは旧憲法の「法律の範囲内において」とか或いは「法律によるならば」と、こういうことで基本的人権をどん／＼制約して行つた旧憲法時代の実体が出て参ると思ひます。それからもう一つこの「公共の福祉」という概念は、旧憲法のみならず、国際的にフアツショ法理或いはナチス法理の基本をなしたものでありまして、極めて危険な問題だと思ふのです。そこで新憲法の下における基本的人権と、それから「公共の福祉」という概念の何と申しますか、憲法における実定法的な解釈と、こういう問題になると思ふのです。「公共の福祉」という問題について公法学者等においても論議されておるようでございしますが、私は日本の今の段階においてはこれは「公共の福祉」のために基本的人権は制限し得るのだという考え方は極めて危険なものであると断ぜざるを得ないと思ふのであります。徹底した民主主義が実現しましてから、まだ数年にしかありません。而も占領中ではございましてけれども、占領後半においては民主主義についての若干の後退、制限がなされて来たように考えるのであります。そこで新憲法の基本的な精神に帰るか、それとも旧憲法的な考えを持出して、「公共の福祉」のためには基本的人権の制限もやむなし、こういうことになるか、これは新憲法の運用について基本的な問題であり、而も民主主義の傳統が強くないだけに極めて危険な問題だと思ふのであります。そこで簡単に言いますならば、「公共の福祉」を以てしても基本的人権は極

限することが出来るのだと、こういうことになりますれば、これは旧憲法の「法律の範囲内において」とか或いは「法律によるならば」と、こういうことで基本的人権をどん／＼制約して行つた旧憲法時代の実体が出て参ると思ひます。それからもう一つこの「公共の福祉」という概念は、旧憲法のみならず、国際的にフアツショ法理或いはナチス法理の基本をなしたものでありまして、極めて危険な問題だと思ふのです。そこで新憲法の下における基本的人権と、それから「公共の福祉」という概念の何と申しますか、憲法における実定法的な解釈と、こういう問題になると思ふのです。「公共の福祉」という問題について公法学者等においても論議されておるようでございしますが、私は日本の今の段階においてはこれは「公共の福祉」のために基本的人権は制限し得るのだという考え方は極めて危険なものであると断ぜざるを得ないと思ふのであります。徹底した民主主義が実現しましてから、まだ数年にしかありません。而も占領中ではございましてけれども、占領後半においては民主主義についての若干の後退、制限がなされて来たように考えるのであります。そこで新憲法の基本的な精神に帰るか、それとも旧憲法的な考えを持出して、「公共の福祉」のためには基本的人権の制限もやむなし、こういうことになるか、これは新憲法の運用について基本的な問題であり、而も民主主義の傳統が強くないだけに極めて危険な問題だと思ふのであります。そこで簡単に言いますならば、「公共の福祉」を以てしても基本的人権は極

一人この主権者として完全に主権を持つておるといふ建前になつておるわけでありま。そこでこの基本的人権といふものも結局それは法理の問題になつておる自由といふものは無制限なものであらうかといふことは、これは又一つ他の角度から考えなければならぬことだらうと考えます。私のうろ覚えでは、フランスの人権宣言の中に「自由といふものは他のものを害せざるすべしをなし得るものである」といふようなことを言つておられます。と申しますのは、我々が一人で国家を構成してゐるのではなくて、同胞と共にある、その一人々々が皆完全な自由を保障せらるべきであり、又完全な主権を持つべきであるといふ建前でありま。それから一人一人の人の人が幅の広い自由を主張したために隣りの人がその自由をへこまされるという関係が出て来るわけでありま。それは又大きな目から見ても、一人一人が完全な自由を持つてゐるということにはなりません。そういう関係でこの「公共の福祉」という概念を極めて素朴に考えてゐるのであります。これは多くの人たちの基本的人権の集つた形、まあ極めて卑俗な言葉で申しますれば、それを総合して「公共の福祉」と言つてゐるのではないかと申す。これは我々の隣人の自由を保障するための制限といふことになつてゐる。いふものは、我々の隣人の自由を保障するための制限といふことになつてゐる。いふものは、我々の隣人の自由を保障するための制限といふことになつてゐる。いふものは、我々の隣人の自由を保障するための制限といふことになつてゐる。

存権はその隣りの人の大きな声によつて侵害されるわけでありま。従つてその間の調和といふものが求められなければ人類の立派な生活といふものはできないわけでありま。その調和を求め一つの基準としてこの「公共の福祉」といふものがあると私は考へてゐるわけでありま。

○吉田法務卿 今人類の幸福というお話がございしました。民主主義において自己の主張と共に隣人の生存、或いは自由その他について尊重をすべきことは当然でございします。そこで今の隣人の幸福といふ問題については、これは民主主義の徹底に伴ひまして、各個人が考えるべき問題であります。或いは又考えるようになるべき問題だと思ふのであります。それを法律によつてその個人或いは国民の自由を制限するかどうかといふ問題だと思ふのであります。隣人の幸福についてこれを無視してよろしいといふことを言ふわけではございしません。で、先ほど法務総裁がおられますときに引きました「法曹時報」「法曹会雑誌」の後継誌でありま。その雑誌の、再刊の辞の次に兼子一氏が「基本的人権と公共の福祉」という一文を書いておられます。このときはたしか佐藤意見長官の前任者として法務調査意見長官の重職にあると編輯後記に書いてございしますが、その時代の書き物であります。この中で基本的人権を二つに分けて自然的人権、それから社会的な人権、これは兼子さんの表現であります。これにも書いてございしますが、このほか自由権の人権、或いは生存権の基本権と呼ばれますが、基本的人権を二つに分けて、まあ論理的

午後二時七分開会
○委員長(小野義雄) 午前引続き委員会を再開いたします。吉田君の質疑を継続いたします。

○吉田法務卿 最高裁判所のおかたに對する質疑がございましたけれども、まだお見えになりませんし、それはあと廻しにして憲法上の基本的人権と、それから「公共の福祉」という問題について佐藤意見長官に伺いたいと思ひます。この法の精神の中に「公共の福祉」のためには基本的人権の或る程度の制限は止むを得ない、こういう御説明、思想が述べられて参りました。「公共の福祉」といふ概念はこれは曾つての「公益」或いは「公の秩序」といふことと、相通するものがある概念であることは申上げるまでもないと思ふのであります。若しも「公共の福祉」

○政府委員(佐藤達夫) 非常に根本的な御質問と拝承いたします。最初にお述べになりました公益といふものとは通するのではないかと申すところでございますが、これは確かに仰せの通り通じておるころがあると思ひます。ただ旧憲法時代における、まあどちらかと言へば国家至上主義と申しますか、全体主義的の考え方、それが一般に普及しておつたのであります。これが、この新憲法における物事のすべての考え方が国家全体といふことではなくて、国家を構成してゐる我々国民一人々々が何物にもかけ替へない非常な存在であるといふことを強調して、それがすべての基本の権利に私になつておると思ひます。そのかけ替へない一人々々が自分の生存権を主張するといふことが又根本になつてゐるの、且つ一面においては国家の主権の行使といふことについても、我々一人

一人この主権者として完全に主権を持つておるといふ建前になつておるわけでありま。そこでこの基本的人権といふものも結局それは法理の問題になつておる自由といふものは無制限なものであらうかといふことは、これは又一つ他の角度から考えなければならぬことだらうと考えます。私のうろ覚えでは、フランスの人権宣言の中に「自由といふものは他のものを害せざるすべしをなし得るものである」といふようなことを言つておられます。と申しますのは、我々が一人で国家を構成してゐるのではなくて、同胞と共にある、その一人々々が皆完全な自由を保障せらるべきであり、又完全な主権を持つべきであるといふ建前でありま。それから一人一人の人の人が幅の広い自由を主張したために隣りの人がその自由をへこまされるという関係が出て来るわけでありま。それは又大きな目から見ても、一人一人が完全な自由を持つてゐるということにはなりません。そういう関係でこの「公共の福祉」という概念を極めて素朴に考えてゐるのであります。これは多くの人たちの基本的人権の集つた形、まあ極めて卑俗な言葉で申しますれば、それを総合して「公共の福祉」と言つてゐるのではないかと申す。これは我々の隣人の自由を保障するための制限といふことになつてゐる。いふものは、我々の隣人の自由を保障するための制限といふことになつてゐる。いふものは、我々の隣人の自由を保障するための制限といふことになつてゐる。

存権はその隣りの人の大きな声によつて侵害されるわけでありま。従つてその間の調和といふものが求められなければ人類の立派な生活といふものはできないわけでありま。その調和を求め一つの基準としてこの「公共の福祉」といふものがあると私は考へてゐるわけでありま。

○吉田法務卿 今人類の幸福というお話がございしました。民主主義において自己の主張と共に隣人の生存、或いは自由その他について尊重をすべきことは当然でございします。そこで今の隣人の幸福といふ問題については、これは民主主義の徹底に伴ひまして、各個人が考えるべき問題であります。或いは又考えるようになるべき問題だと思ふのであります。それを法律によつてその個人或いは国民の自由を制限するかどうかといふ問題だと思ふのであります。隣人の幸福についてこれを無視してよろしいといふことを言ふわけではございしません。で、先ほど法務総裁がおられますときに引きました「法曹時報」「法曹会雑誌」の後継誌でありま。その雑誌の、再刊の辞の次に兼子一氏が「基本的人権と公共の福祉」という一文を書いておられます。このときはたしか佐藤意見長官の前任者として法務調査意見長官の重職にあると編輯後記に書いてございしますが、その時代の書き物であります。この中で基本的人権を二つに分けて自然的人権、それから社会的な人権、これは兼子さんの表現であります。これにも書いてございしますが、このほか自由権の人権、或いは生存権の基本権と呼ばれますが、基本的人権を二つに分けて、まあ論理的

に分けてそうして兼子さんのいわゆる自然の人權、或いは我妻氏等の自由權的基本權については、法律を以てしても制限することはできないのだ、こういう意見が出ております。これは佐藤さんも御承知だろうと思ひます。これは兼子さん一人に限らず、現在でも或いは法学協会においても、或いは我妻氏が書かれた書物の中にも出ております。御存じだと思ひますが、私どもも御承知の如く、こゝに出て参つておられますけれども、こゝいう民主主義の第一前提である基本的權利、言論、集會、結社、出版の自由等、これは自然の人權と言われるものがどういふものであるかという事は、私がこゝで説明するまでもないと思ひますが、それが、それは通常の國民の多數の意見の表現である國會の制定する法律によつてもこれを制限し侵害することはできないものと解しなければならぬ。こゝいう考えが述べられており、こゝいう考えがあることも、御承知の通りだと思ひます。そういう民主主義を本當に守つて行かなければならぬとする立場からいたしまして、「公共の福祉」とそれから基本的人權という問題について、これは前任者でありますから、前任者の考えを佐藤さんに押付けるといふわけには参りませんけれども、一応終戦後の國としても考えたところではないか、こゝいう点からお尋ねをしなければならぬと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 私はさういふ考え方の世の中にありますことも承知しております。又、曾つてさういふ考え方を持った人が又だんだんと考えを變えておられるという上りな傾向も知つております。併しながら確かにお

述べになりましたような見解はあるわけでありまして、私どもの考えておりますところでは、この憲法の中で區別をすれば、もとより今御指摘のさうな自然的なもの、それから何と申しますか、創設的と申しますか、制度によつて設けられたものという上りな區別は、それはございまして。従つて、それを制限する場合におきましても、割合に制限しやすいものと非常に制限しにくいものという上りな實際の違ひはあるかも知れません。例へば憲法の中でも、居住、移転の關係、職業選択の自由という上りなところは、又そこに公共の福祉に反しない範圍内においてという上りなことを特に謳つておられるところもございまして、その制限をなすについての一つの基準として私は或る種の違ひは出て来るのではないかと、これは私の確定的の意見ではございせんけれども、さういふ氣持は持つております。又法学協会の例の憲法の説明書などを見ますと、自由であるとか、或いは職業選択の自由のうちに、特に「公共の福祉」に

ついておられる場合には、政策的の一種の見地からする侵害というものが許される、併しそういう條項の謳つてない部分の人權については、事物當然の原理から来る制限しかできないという上りな書いてあることを私は讀んだことがございまして。従ひましていづれにいたしましても、仮に自然法的な見地から来ておる基本的人權においても、絶対にこれが制限できないということ

はない、むしろ絶対にできないということには成り立たない考え方に成りましてはしないか。もとよりそれを制限するのには自由を放つた制限がでるというのではありせん。今の公共の福祉、即ち一人々々の基本的人權から成り立つておるその公共の福祉とのバランスにおいてこれを決定しなければならぬと、さういふ上りな考へておられるわけであり

○吉田法務卿 最初の隣人の幸福という点についてはどうですか。隣人の幸福を各個人が尊重するようになるのが民主主義の建前であつて、これを法律で制定して人權を制限されるということとは、民主主義の考えからすれば間違つておるのではないかと、この点はどうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私たまたま隣人という上りな素朴な例を引きましたけれども、この隣人は延長すれば即ち公共という上りな考へ願つて結構であります。この隣人と自分の自由を奔放に主張しようという人たちの間の、お互いの間の人權の尊重についての主張がそこに出て来るわけでございます。これを放任すれば恐らく喧嘩になるであらう。それではおのおのが完全なる生存を全うするわけに行きませんから、國家は國民の總意に基いて國會を通じての立法によつて、國民の意思に基いて法を設けることによつてその間の基準を定めると、おのゝ行動なり生活の端緒というものを定めるといふことは、御承知の憲法の第三十一條におきまして、法律の定める手続に従つてということがそこに現れておると存じます。

きましては、法律で以て制限するといふ点については、これは憲法の精神に反する、これは民主主義の本當の發達によつて各個人が尊重すべきものであらうと私は考へるのであります。憲法第三十一條を引いて御議論になりましたら、三十一條ではなくて、この日本國憲法の基本的精神は、或いは前文、或いは第三章の初めのほうにありますが、十一條或いは十二條、十三條もございまして、更に念を入れて最高法規としてこの憲法が舊憲法のようにだんだん狭められて行かれないことを高く謳つております。むしろその点が私は強調せられなければならないのではないかと考へております。十一條、十二條、今讀むまでもございせんけれども、なほ日本國憲法が最高法規として謳つたか、これは前文の精神と同じでありますけれども、この憲法が日本國民に保障する基本的人權は人類の多

年以來の自由獲得の努力の成果であつて、この辺は國際的な経験も含めておると思ひますが、これらの權利は過去幾多の試験に耐えて、現在及び將來の國民に對し侵すことのできない永久の權利として信託せられたものである。或いは前文にございまして等々も考へ併せ、或いは十一條の「この憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び將來の國民に与えられる」と、この辺が現在先づ強調せられなければならない点ではないかと思ひます。

の論議の中で、稲田正次という人が、稲田正次という人はどういふ人であるか私は存じませんが、世界人權宣言採択の際における論議等も参照して書かれましたものを、非常に感銘深く讀んだのであります。この世界人權宣言の二十九條二項と三項、各人は權利と自由の行使に當つて他人の權利及び自由の正当な承認と尊重を確保し、これは今佐藤さんが述べられたところでありまして、且つ民主的社會における道徳及び公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満足させることを唯一の目的とする法律の定めによつてのみ制限される、こゝいうことが書いてござい

ますが、この論議の際には、ニュージーランド代表は公の秩序の言葉は濫用せられる虞れが大きいと強調せられ、或いはアメリカ、イギリスなどの代表は國權の恣意を怖れて權利及び自由に対する制限を成るべく少くしようとした。さうしてこゝいう世界人權宣言のこの問題の點の論議を集約しまして稲田氏自身が「その法律が反民主的、或いは圧制的であつて、公共の福祉に口をかりて、或いは名をかりてかも知れませんが、各人の基本的權利を踏みにじることは許されないのである。例へば平和と安全に対する明白且つ現在の危險があるのではなくて、言論を抑圧することは許されないのである、言論の自由は民主主義を守る最大の砦とされてゐるのであるから云々」と、こゝいう点から考へまして問題にしております公共の福祉と基本的人權について憲法の最高法規の規定、或いは前文なり十一條、十二條に謳われております精神を強調することこそが當面の急務だと考へるのであります。この点

は自治体警察等に対する内閣の責任と
いうものは全然断ち切られてしまつて

おる国会でいろ／＼警察官の行動について御質疑がございまして、大臣はこれは自治体警察のこととございまして、我々の責任の範囲外でございまして、というような答弁をせざるを得ない立場にある。そういう点から申しますというと、治安の維持というものは大きな目から言つて行政の責任であるという観点から申しますというと、その行政の責任に属する事項は国会に対して何らの答弁もできない、又責任ある処置がとれないというような面においては大きな議院内閣責任政治の面からのやはり欠陥があるということも一面において指摘されておるわけであります。従いましてその両方の長所を勘案して何とかいたしたいというのが恐らく今度本案ではございません、別に出ております関係の法律でございすけれども、警察法の一部改正ということが出て来たのだらうと存じます。

○吉田法晴君 考え方は地方警察、或いは国家警察制度の改革、その理由は今述べられたような内閣ならば内閣が責任を問われても責任をとれるような体制になつておらん、こういう理由であることは明らかであります、この従来の国家警察、地方警察を通じての实体を變えようという要請が、同じ考え方がこの中に出ているのじやないか、或いは体制が出てゐるのじやないかということを申上げておるのであります。そうしてその点について国家警察と言つても或いは公安委員会であるとか、或いは地方の自治体警察権は勿論地方自治体に属せられておる。そうして民主的に或いは地方分権化というものが行われておる。そうして内務省というか或いは警察、その中心をなした

りいたしましたのは特高警察であつたりしたわけであります。それをやめな過去の警察制度がこの公安調査庁設置法、その他根拠法文である破壊活動防止法によつて、治安警察といふことであるけれども、中央集権的な警察制度が復活するのではないか。ですから治安といふことで法務委員会にかかつておりますけれども問題の本質は警察制度の改革にある。それは單に国家或いは地方警察に関連いたします警察法だけにとどまらず、これも本質は警察法に中心は警察法規である。そうして設けられようとする治安警察はこれは従来の警察概念を大きく轉換をして中央集権的な警察を作らうといふ意図ではないかという点を申上げておるわけであります。根本的な思想或いは制度の展開をして行くという御意見を伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員（佐藤達夫君）　そういう御

疑念もあらうと思ひますから最初に産業警察の例を申しまして農林省も一種の産業警察をやつておる。これは中央集権であることは御承知の通りであります。農林省所管或いは通商産業省においても同様でございます。その所管の、例えば営業というものがあります。それに対してはその關係の役人が場合によつてはいろんな調査をするということがあるわけであります。その点から申しますならば決してこの調査庁というものは今思ひつきでの改革でないことは十分お認め願ふことと考えるわけでございます。

○吉田法晴君　これは通産省或いは農林省の例を引かれますのは甚だ以て願ひて他を言う御議論だと思ひます。或いはこういう法律がほかにあるとし

て例を挙げられると同じ例であります。が、内務省を解体して警察制度を根本的に変えた、あの反省というものは少くとも警察制度の改革或いはこういう中央集権的な治安警察を復活することに考えられておらないのじやないか。この点はこれはお認めにならざるを得ないと思うのです。なおこれも議論が並行をいたしますし、あまり時間を取りますこともどうかと思ひますから……、先ほどの稻田氏の言論を引きましたけれどもこれには法務府のほうかららは前提がございます。そういう警察制度を作ることにについても「眼前の危険がある」「危険中の危険な行為の危険性がある」とこういうことを言われまゝすのであります。が、この法案によつて中央集権的な治安警察が作られるその理由、言われるような破壊活動が明白、急迫に現存するかどうか、その具体的な事実と証拠とを一つお挙げ頂き

たいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) これはすでにお手許に御配付申上げておりますが、衆議院におきましても提出いたしました各般の客観的な文書資料の写しによつても明らかなところであります。又法務総裁の提案理由におきましても今日各所において行われている暴力主義的な事件の背後にこれを扇動したり或いはひいては武装暴動によりまして、日本の政府を顛覆させることの正当なことや、必要なことを主張宣傳するような文書、或いはかような武装行動の準備的な訓練として各種の暴力的な行動を扇動するような文書が広汎且つ組織的に配付されている疑いがあるのであります。かような事実を基にして考へてみますときに、そこに暴力

主義的な破壊活動を行う団体の存在を疑わざるを得ない。かような事態がこの法案を必要ならしめる理由であるといふように法務総裁からも申上げた次第であります。

○内村清次君 関連して。今特審局長のお話を聞きますと、勿論私たちが法案の資料といたしましていろいろなそのような資料を頂いておる、沢山頂いております。これも読みました。読んでびっくりいたしましたわけです。が、この資料は政府の提出であります。以上、これは確実な根拠に基づいた資料であると私は考えるのですが、その点どういう関係からあのような資料が作られたのか、その事実を、それを一つ説明して頂きたいことが一点。それからこういうような日本週報というものは、これは特審局も見られたのかな、こういう資料ですが、ね、こういうような。これが相当部数出ておるだろうと思うのですが、この

発行に對しましては、これは発行するところの責任者はつきりしておりましたが、これを書いたのは、「中核自衛隊の組織と戦術の全貌」というような、これを書いた責任者がわかるわけですね。そうすると私たちもこの内容を見て笑はちよつと奇異な感に打たれておるわけです。恐らくこれを見て国民はびつくりしているのです。こういうようなものが事実であるかどうかといふことでびつくりしておるわけです。それが証拠には、私たちが地方の演説会に行きますとよく質問が出るのです。勿論私たちは覚員といたしまして何もこういうような情報が流れて来るような党の組織でもありませんからして、全然知らない。これは妥當かも知れませんが、そうしてみますと、こ

うい事實というものが果してあつて
おるかどうかといふことの確証は特
局ではよくお調べになつておるか
か。これは要するにあなたのほうで
証がないものに対してこういふ頒布
があるとすれば、これはもう政府は
ながらそういふようなことを国民に
らせて、結局私たちから言わせれば
かこう一つの大きな脅威的なもの
する空氣を作つて行こうか、こうい
ようなお考えがあるのではないかと
も、又これも或る程度予測し得るよ
なこともありはしないかと私は考
のですか、どうですか、この点は。

○政府委員(吉河光貞君) 日本週報の
只今御質問の記事、内容については
接まだ見ておりませんので、お答え
たしかねるのであります。私どもが
しを差上げました資料は、いずれも
親的な資料の写しでありまして、決
て私どもが主観的な立場で勝手に作

いたものでございます。せん
 ○内村清次君 そうしますと、その資料を提出されておるのは勿論確かな事実によつてこれを写して出したのだと、こうおつしやるのですね。
 ○政府委員(吉河光虎君) 私どもが差上げました写しは、客観的な文書資料を写してお手許に差上げた次第であります。
 ○内村清次君 あれにはあなたのほうの主観的なとは書いてないと、こういうような話なんですな。本当ですかこれは……。指摘してもよろしうございますか。
 ○政府委員(吉河光虎君) さようであります。(法務総裁に聞かせたいもののだ)と呼ぶ者あり)
 ○内村清次君 それからこの点はあと

で私もまだ質問は保留しておきまして。これは私たちが指摘すれば幾らでもありますよ、あなたのほうの主観的な問題が……。それからこの問題で、これは勿論言論、出版、結社の自由、これはもうお認めになつておるのですから、あなたのほうであつてこれを検閲してこれを発表禁止をする、こういうようなことはおとりにならんだらうと思ふのです。併しこういうような責任のないものが発行されておることについてはやはり特審局長としてこれを一つも見られない、こういう事態の内容の点の簡潔書でもいいですが、ね、読んで聞かせてもいいのですが、こういうものを全然見ておらないかどうかですね、この点を明確にして頂きたいと思ふのだが……。

○政府委員(吉河光貞君) お叱りを受けますが、法案のほうの審議で連日こちらのほうに参つておまして、只今御指摘の日本週報は実は読んでおられません。

○吉田法務省 先ほどお尋ねをいたしましたのは、社会に出ておきます活動と申しますか、或いはいわゆるあなたたちの言われる破壊活動というものと、それから何と申しますか、背後の繋がりとお申しますか、そういう点をお尋ねしたのであります。配つた資料は客観的なものだということなんでありますが、その客観的であるという点はどういうようにして証明ができるのか、これも私たちはわかりませんが、或いはスパイを使つて取つたのだと、こういうことでございますか、或いはどこかで押えたものである、こういうお話であるか、これもわかりませんが、問題はそういう、仮にあれば客観

的なものであるとしまして、それと、それから、言われております社会に出ておきます破壊活動というものととの間の繋がりというものは客観的にあるのだ、こういうことについての御説明を承わりたい、こういう意味であります。

○政府委員(吉河光貞君) 一々の事態につきまして的確な御説明はいたしかねるのでありますが、例えば先般、昨年でありましたが、十一月中旬でありましたが日本共産党の機関紙「アカハタ」の同類誌といたしまして全国的に発行停止の措置をとりました内外評論でございますが、この内外評論の中には明らかに内乱の実現の必要性を主張した文章が謳われておるのであります、お手許に配付した資料にも記載されているような次第であります。

○吉田法務省 もう一点は、
○政府委員(吉河光貞君) 従来日本共産党の機関紙「アカハタ」後継紙、又は同類誌の発行停止処分又は検察庁或いは国警、自警が行いました三百二十五号違反事件に基く捜査等によりまして、只今申上げたような各種の資料が押収されているわけでありまして、お手許に差上げた資料の殆んど大部分はさような資料の写しでございます。

○吉田法務省 問題はその共産党の資料なら資料と、それから今までありましたいわゆる表面に出ておきます活動との間に、何と申しますか必然的な繋がりといひますか、そういうものがあつたのだ、こういう御説明ではなかつたと思ふのです。その辺については多少言葉を使つて来られました。そこで例えは特審局の従来の活動からいたしますならば、或いは情報屋等の出入

りがあり或いは情報を買われるというやうなことも聞いて参つておりますけれども、そういう根拠のない情報によつて事を判断せられるということになりますならば、これは大きな問題だと考えるのであります。そこで緊急を要するところの破壊活動があるというところであるけれども、それと、それからそれは先ほど言われるやうな文書或いは活動との間に必然的な繋がりがある、という点を、何と申しますか、あのものではなからうかという点ではなからうか、客観的な事実として証明ができるかという点を主としてお尋ねをしたわけでありまして。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。第一点につきまして、只今御質問の中にある団体組織によつて暴力主義的な破壊活動が行われている疑いがある、この団体組織と日本共産党との関係はどうかという点を御質問になりましたが、この点につきましては、私もどなたもいたしまして、関係機関と協力して目下調査中であります。結論は出ておりません。現在その暴力主義的な破壊活動を行う団体の実体というものにつきましても調査を進めておる次第でございます。

次に私どもがお手許に差上げました資料は、先ほど来申上げましたが、これは客観的な文書、資料の写しを差上げたのでございます。この事実に基づきまして、総合的な御説明を衆議院ではいたしたのでございますが、当委員会におきましても適當な機会に更に補足して御説明申上げたいと思つておる次第であります。

火焔ビンだとか、いろ／＼集団行動による使用すべき武器或いはその集団行動によつて行われる軍事的な闘争の方式等について、これを説明或いは指示しておるのでございますが、現実に行われておる個々の事件が、その方法、内容、態様等が、これこれ相照應するものがあるという事は、これは疑うことのできない事実であると思ふのでございます。かような事態からも、現実に行為しておるやうな、かような具体的事件と関連性があると疑うべき根拠があるものと考へておるわけでありまして。

○委員(小野義夫君) 速記をやめて。
○委員(小野義夫君) 速記をつけ。
○速記中止
○委員(小野義夫君) 速記をつけ。
○内村清次君 先ほど特審局長は、この日本週報というものは、この国会のこの法案が審議中で読めなかつた、こ

う言う。ところがこの発行は二十七年の四月の一日発行です。まだその両方に法案はかかつておらなかつたはずで、それであなたの説まないのであれば、説まなかつたかというところは申上げませんけれども、問題はこれは私も興味を持ちまして各週報を読んでおりますけれども、問題はやはり責任者がずつと互に一つの事件なら事件に対して両方からの意見を収録してあります。而もこれも売らなくちやだめです。からして、やはりそういうやうないろいろな構想は考へてあるが、ただこの事件だけはこれは全巻一つです。こういうやうな取材というものは、これは又あえて雑誌記者の自由でありまして、それが、一体どこからこれが出されてあ

るか、こういう点です。これはやはりあなたのほうから今回……。私たちが資料の中で見て見ますと、大体にそれと符合しておるやうな題目あたりが出ておるのです。そうするとこの点に対して、特審局というものは取材に対しては提供するというやうなことはなかつたかどうか。(広報課というものはあるのじやないか)と呼ぶ者あり)そういうことに疑問を持つから……、これがまあ第一点……。

それから第二点は、この特審局……このメーデー事件があつた。そうすると何か大きな事件のあります前後には、やはりいろ／＼な指令が流れたのだというやうなことが今度は新聞に出て来る。これ又新聞記者がどこから取材されて来られたのか、これも自由でありまして、どこに何かつたか、直後には、こういうやうなことが出て行く。私たちもどうも不思議でたまらないのだが、こういう点は特審局としては何らお知つてではないのかどうか。あなたのほうからそういうやうな提供をするというやうな気配はなかつたか、絶対に無関係であるかどうか、その点を一つ明確にして頂きたい。

○政府委員(吉河光貞君) 日本週報の取材に特審の集めた資料が流れておるかどうかという御質問であります。私は流れておるといふことを聞いたことはないのでございます。絶対にないと言はないのでございます。絶対ないで、よく調査いたしますが、実はこういうわけでございます。かような文書は非常に広汎に出ておまして、私どもで入手すると、数日経つと警察でもこれを入手する。同じやうな文書や或いは国警で入手したりするやうな場

○政府委員(吉河光貞君) 從來公職追放令並びに団体等規正令の運用につきましては、他の委員会でも御説明いたしました通り、情報を収集いたしましたに必要な、疑うべき理由がある場合には調査をする調査活動、情報活動はいましておりました。私どももいたしましては、国民各層からの御協力と御支援によりまして、その所管の事務を適

正に運用して行きたい。特筆の建前といたしましていろ／＼なかたから任意の情報の提供を受けるということは当然我々の職責であると考えております。

○吉田法晴君 それでは情報を買つたということはお認めになつたと了解していいのですか。それからもう一つお尋ねいたしました点は、これは衆議院の行政監察特別委員会でも藤田委員から尋ねられたところでもありますけれども、特審局としてどの程度の機密費をもち、そうしてその調査或いは情報活動についてどの程度の費用を使つて来られましたのか。

○政府委員(吉河光貞君) 情報の提供者につきましても必要なる報償をいたします。お受け取りにはならなければ差上ります。お受け取りにならない場合には

ば、三疊の寺番は報償費と持つてゐるわけだ。お受け取りになれは差上げると、でこいうような報償費については上司の監督の下に間違のないように運用いたしております。その費用は藤田委員からも御質問がありましたた

か、三億も特審は華僑費を持つておる
のではないかと、というような御質問があ
りました。特審全体の予算が年間三億
でございます、その中に私たちの俵
給や旅費なども全部入っております。

で報償費として受けておる金額は月額
七百万円程度でございます。

○吉田法晴君　ちよつと関連してお尋
をいたしますが、今後につきまして
は、警察なりなんんりの協力を得ると
いうことでございますが、調査の主流
はどういうことになりますですか、ど
ういう組織になりますのか、或いはこ
の報償金月額七百万円ということであ
りますが、今後更にこういうものを拡
大しておやりになる方針でありまする
か、今後の活動の中心とそれからそう
いう情報を買われるという方向、それ
からこれは予算については二十七年度
予算のほか今後拡大されれば更に補正
予算等も要求して行くことと思いま
す、その辺の構想を伺いたい。

○政府委員(吉河光貞君) 団体規制のための調査は公安調査官の職責でありまして私どもはいたして行かなければならない。この調査をするにつきまして、所要の情報活動は絶対に必要であると考えております。併し公安調査庁がそのためにどの程度の報償費を頂戴できるか確定いたしております。私どももいたしましてはむしろ公安調査官が実際に活動する旅費その他物的施設等について十分な配慮を得たいということを大蔵省にはお願いしておりますが、これもまだ確定いたしております。

○吉田法晴君 それから公安調査庁の今後の活動の中で、或いは尾行、追及等の点は伊藤委員にお答えになつたのでありますが、四條一項二号の機関誌紙の印刷、頒布或いは所持の禁止というような事柄それが建前は任意のこれは提供ということもござりますが二十七條による書類及び証拠物の閲覧を檢察官又は司法警察員を通じてやると、こういうことになるのでありますが、

実際に任意の提供を求める云々ということで検閲制度が復活せられるのではないかという心配をするのであります。この印刷物或いは機関紙等について、どういふように実際に調査をなされて参りますか、その具体的な大要を承りたいと思います。

○政府委員(吉河光良君) 御質問についてお答えいたしますが、事前検閲を禁じられておることは、よく承知いたしております。憲法にもすでに規定されておるところであります。だが事実上です、そういうようなことをするものじやないか、例えば或る団体が規制処分を受けまして、機関誌紙についての印刷頒布を禁止されるそういったしますとその団体に連絡いたしました、

こちらから、お前のところは機関誌紙の印刷頒布を禁止されておるから、出す度に持つて来い、見てやるから、ひつかかるとやるぞ、というようなことを言うということは、絶対に避けなければならぬ。事務所へ行つて見せろというようなことも絶対にすべきものではないと考へておきます。実祭にそ

の機関誌紙が、機関誌紙というものは
 広く一般に配布されるものですからそ
 の場合にこれを手して、その内容が
 違反であれば、これ又別であります
 が、こちらから相手方にその提供を
 求める、これを強制がましく申出ると
 いうようなことは、絶対にするつもり

はございません。

○吉田法晴君 強制的にやることは、これは法文上でできませんが、實際的に任意に提供を、求める、そういうことは、これはしないと、こういうことでありますか。これは末端の公安調査局それからこれはあなたのほうの責任じ

やないといふことになるかも知れませんが、警察官が調査庁の要請せられませんが、調査と申しますか、或いは仕事をやつて参ります場合に現在でさえも法的な根拠がないのに、先ほど申しましたように、一回の発言で以つてその家に行つて、奥さ

んに会うとか、或いは職場に行つてその上司の者に会うとかといつたようなことをしておるのではありませんが、警察なら警察で、出ておる機関紙を一遍一遍労働組合に行つてもらふ、こういう活動をするであらうといふことは、これは今までのあれから言つて想像し得るところであります。それはおれの

知つたことじやない、警察のやること
で知つたことじやないと、こういふこ
とになるかも知れませんが、私は警察
が協力するといふことでございますけ
れども、実際にはそれぐらいのこと
は、これはもうすぐにやりかねんとい
ふ氣がするのです。これらの点につい

て、おれの知つたことじやないと言われれば、これはもうそれまでの話なんです。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。従来の事実あつた例であります。役所へ、私のところへ訪ねて参りまして、自義的にいろいろ御相談を受けるというふうなことはあつたこと

もありました。で、このために私は軍事裁判にも出頭いたしました、非常に自分としてはでき得る限り利益な証言を良心に恥じない程度にいたした事実もございました。文書を持つておる、或いは機關誌紙を持つておるかたが自発的に下さるというようなラインにつきましては、これはあえて禁止すべき筋合のものではありませんが、只今申しま

したのは、その事務所なり発行所に参りまして、お前のところはこういうふうになつておるから出さなきゃいかん、困る、強制はいたしません、出さなきゃ困るというよりなことを言つて、もらつて来るというよりなことでは、絶対にすべきものではない、かよ

うに考えております。

○吉田法晴君　そういう自発的に持つて来ることが望ましいという工合に考えられますと、末端の警察では、末端と言いますと、あなたのほうの末端にやありませんが、あなたのほうの末端に協力するという警察では、自発的な協力或いは自発的な機関誌の提出

が、すぐに習慣或いは制度となつて、実際に事前には行われないかも知れませんが、その都度提出を求めて参る。その結果がそれを繰返して参りますという、事実上、出たそのすぐあと出さなければならぬ、或いは出すについては、出たから文句を言われ

るよりも、出る前に相談をしたらよろしい。これは今の自発的な申出でありますけれども、こういう態勢を事実としらへ上げて行くという危険は、これはお認めになると思うのであります。そうすると任意の協力ということではあるけれども、事実上検閲制度の復活ということになるが、その辺について

の實際の心がまえといえますか運用……。検閲制度を復活しない具体的な方法について、一つ危険性がありますだけにお願いします。

○政府委員(吉河光貞君) 申上げます。現在団体等規正令の運用といたしましては、政治団体として届出をする団体は、その機関誌紙を提出することになつております。これは警察を

通ずるのではございませんで、都道府県
の調査課乃至は地方課へ市町村の空
口を通じて集まる、これが私のほうに
参るということに相成つておるわけな
ありますが、この公安調査庁におきま
しては、私どもといたしまして、警察
官にさようなことをしてくれというよ

うなことを決してお願ひするといふような気持はございません。

○吉田法晴君 それから第三條の問題でありますが、第三條のへの問題については、先ほど御質問申上げて参つたのであります。第三條の二項の団体の規定の仕方は、これは御覽の通りなのであります。どんな団体でも全部入るに決つて包括的、

ることになつておりますが、例えば憲法研究会を作る、或いは名前は懇談会でございまいしょうとも、一つの目的を持つておれば、これは団体と考えられると思うのでありますが、ゆるい団体の場合について、例えば憲法研究会というものを今一例に挙げましたけれども

も、こういうものも団体としてお考えになつておるのかどうか、その辺一つ承わりたい。

○政府委員(吉河光貞君) この破壊活動防止法案におきましては、団体の定義としては、御承知の通りに規定しておるわけでありまして、これは団体の杜撰的な美体に着目いたしまして、去く

この定義を掲げたものであります。特定の共同目的を達成するために多数人が結合する、それは一時的な集会のようなものを含まない、少くとも継続的なものでなければならぬ、社会的に見て、相当期間存続すべき性質のものでなければならぬ、と同時に結合体であります。共同の目的を達成するための結合体でありますから、それは群

集ではない、その間に個人の意思とは離れた団体の意思決定というものが行われて、その団体の意思決定に基いてこれを構成する構成員なり役員なりが、その意思を実現するためにいろいろな行為を行う、これが団体の活動と認められなければならない、かような立場から規定したところのわけであり、御質問の研究會はこの定義に合するものであります、かような研究會が団体活動として暴力主義的な破壊活動をやるといふようなことは考えられないところじやなかろうか、かように考へておる次第であります。

○吉田法務卿　そうすると、元の又問題に歸するわけであり、殺人或いは強盜等の行為を目的として団体を結成するものは、これは殆んどあるまいと思ふ。問題は「又」の予備の陰謀、教唆、扇動、それを目的とするところにここではないのであります、ところが実際に初めからその予備、陰謀、教唆、扇動を目的として作るのではなくて別のこれは恐らく規約を作ります場合に、別のことが書いてあるだろうと思ふ。それが問題が起ります、或いは事件が起ります後に、その行為からして、その団体において予備、陰謀、教唆、扇動が行われたのではない、か、こういうことは刑法ではございませぬけれども、従つて結果責任といふことは原則的にはないわけであり、けれども、実際に起つてはやはり行動が起つて、そしてその話が団体でなされたかどうか、勿論団体の場合には機関の意思決定となされたかどうかといふことが勿論問題になるわけであり、行動が後からで、

そして教唆、扇動があつたかといふことが後から判断され、或いはそれについてそれを目的としたかどうか、これは実際の問題として当然そうなると思ふのであります。そうしました場合、例えばこれは考え得ますことは、一つの活動をしよう、宮城前広場に行こうといふことは、それで騒擾をやろうといふことで行つたのではないといふ御説明がありましたが、例えば一つの組合がデモを計画する、或いは労働者大会を計画する、その労働者大会で先ほど聞きましたような警察官との間に排み合いが起つた、そうすると、公務執行妨害といふことになるわけであり、その公務執行妨害の事実があつたから起つて、そしてその団体で以て労働者大会なら労働者大会を開こうといふ決定をしたことが、この「リ」号の何と申しますか、「リ」号を受けた「又」をやつた団体だといふ認定を受ける恐れはないかどうか。こういう具体的な事例について御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君)　御質問のようなことは起り得ないものと考へておる次第であります。労働組合その他の大衆団体が活動をされる場合には、いろいろ大衆を動員しまして、いろいろな催しや行事をされるわけであり、この場合に勢いの赴くところ、いろいろな間違いが起ります、それが組合として或いはこういう大衆団体がさうなことをあらかじめ団体の意思決定としてやろうと、さうな間違ひを、公務執行妨害のやうなことをやるといふやうなことを意思決定してはおりませんので、さうな御質問のやうな問題は殆んど起らないものと思へます。

ております。又実際に組合がデモをやつて出先で間違ひを起す、或いは公務執行妨害のやうな事態を起した場合に、直ちにこれは組合の意思決定があつたものと想像いたしまして、調査を進めるといふやうなことは、嚴に慎重なればならないことだと考へております。

○内村清次君　ちよつと関連しまして……これは伊藤委員も今の団体の定義については御質問があつて、そして地方、県或いは市町村といふやうな団体に対してこういう暴力行為があつた場合、さういふときの適用、かういふ点について質問があつたといふことを私はちよつと聞いたわけですが、それは私も或いは何といひますか、私たちの方言で言つて、とつちやうしな質問と、かういふやうなことになるのですがねえ。併し私は決してこれは考へられないのですが、勿論これは仮定の問題である。問題は法務総裁にも申しましたように、二・二六事件、即ち昭和十三年に起つたこの二・二六事件といふものの叛乱軍の事件、この事件の結果におきまして内閣の総辭職、閣員の人たちは殺傷をせられる、かういふやうな大きな事件になつたわけですが、警察、今は組織されておりますこの警察予備隊ですね。どうも私たちの論法で申しますと、或いはこの合同委員会の決定如何によつては、出兵しなくてはならぬのじやないか。或いは朝鮮のほうに出兵する、或いは又今後の台湾關係からして大陸のほうに出兵しなくてはならぬのじやないか。かういふ事態が仮に起きたと考へて仮定の約束と違ひやないかといふ空氣が

できて来るでしよう。或いは又はどうも国会においては軍隊でない、軍隊ではない、戦力ではない、かう言つておられるのですが、現に自分たちの訓練されておるものはこの軍隊と同じことじやないか、かういふやうな又一つの考へ方が出て来るでありません。さうやつて大臣に對するところの批判或いは又はさういふ最初の約束でないところの事態のために、自分の、何と申しますか、即ち自分の身の振り方といふものが非常に違つて来た場合のときにおいて、このやうな二・二六の事件の二の舞といふものが、これは全然向うの夢のやうな考へ方ではないだらう、或いはあるかも知れない、さういふ場合のときに、これと大同小異の事件が仮に起つたとした場合のときにおいては、一体この法律といふものはどういふやうな適用が考へられるか。この点につきましてこれはまあ将来の仮定のことでありましようがどういふことになりましよう。

○政府委員(吉河光貞君)　大変むづかしい御質問を賜りましたが、予備隊といふ問題を離れまして、これは官庁でも同じだらうと思ふのでござい、官庁には公務員につきまして一定の指揮命令の系統がございまして、事務が分配されて全体の事務が取運ぶやうになつておりますが、たゞ、かういふ官庁に就職いたしております公務員が官庁の施設等を利用いたしまして破壊活動を行つたやうな場合、これは官庁の指揮命令系統とか執務系統にはさういふことをやれといふ機構はございませぬので、必ずやそこにこれらの分子の間に一つの意思の通謀なり、或いは団体的な結合が行われまして、こ

れを基礎にしかかような活動をするのではなからうか。かようにいたしますれば、そのグループなりその集団なりに対してこれが団体と認められる限りにおきましては規制をせざるを得ないと思へておる次第でござい、

○吉田法務卿　三條のこの刑法七十七條の朝憲案といふ点は一応御答弁を頂いておりましたが、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反對するたため」この点はまだ明らかに反對するたため、そこで一応法の立て方は治安維持法とは建前が違ひ、後の治安維持法とそれからこの三條の立て方は極めて似ておること、これはまあ事実であります。そこで旧治安維持法においては朝憲案に相当するところを「団体」を「変革スル」、かういふやうに規定されてゐた。それから私有財産制度といふ点を「私有財産制度ヲ否認スル」云々といふことは、これは新憲法の下、或いは國で以て農地改革を行つてゐるから、私有財産制度の否認といふことを二号に譲りわけには行かん。そこで「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反對する」者、かういふ表現を使つたといふ苦心はわかるのであります、それが、さういたしますと「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反對するたため」といふのは非常に範圍が廣くなつて参るのです。そこで「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反對するたため」といふことになりますと、要するに政治上の目的といふことに全部なるわけであり、そこで今日の新聞を見ますといふと、労働組合でも破壊活動防

止法に反対をする、或いは労働法の改悪に反対をする、こういうことになる、これは政治団体として届出をせよ、こう言う、選挙管理委員会です、選挙管理委員会は選挙に関連してだと思ひますけれども、今朝の新聞の模様によりますと、ほかの、選挙以外のこういう政治的な要求を、たとえそれが自分の組織を守るためであつても、この要求なり或いは活動を政治的な活動だということで政治団体という認定をせられるようであります。そうすると、これは明らかに「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するため」、こういうことになりまして、これは労働組合はもとよりのことそれから新聞社にいたしましても政治の問題を論議いたしますならば、これは憲法研究会であらうと、或いは新聞であらうと何であらうと、少くともこの二号の明文に掲げてありますことには該当すると考えられるのであります、その点は如何ですか。

○政府委員(關之君) お導の第三條第一項第二号の政治上の云々の問題であります、これはすでに法務総裁からも重ねてお答え申し上げておいたところから、要するにこの法第三條の一項二号のイからヌまでに掲ぐるようなかような危険な行為を道具としてそういうものを武器と申しましようか、方法手段として、そうして政治上の目的を達成する、そういうことは民主主義の社会では許し得ない、民主主義を守るためにはどうしても最少限度暴力的な活動だけは防しなければならぬという考え方に立つてゐるのであります。そこでお尋ねの各種事例におきましての政治上の問題であります、これにつきまし

ては今まで当委員会においても御質問がなかつたのでありますから、この政治上云々の言葉についてはかようなふうに考へてゐるわけでありまして、「政治上の主義」とは資本主義、社会主義、共産主義、議會主義、無政府主義のように政治によつて実現しようとする比較的基本的恒常的、一般的原則を意味してゐるわけでありまして、これに對しまして「政治上の主義」と申しますのは、炭鉱の国家管理でありまうとか、軍事公債の利払停止又は平価の切下というやうな、政治によつて実現しようとする比較的具体的な臨時の独自の方策を意味してゐると考へてゐる次第であります。又「推進する」ということは必ずから主義又は施策を策定いたしまして、その実現を企圖することに相成るわけでありまして、又「支持する」とは、すでに存し、その実現に協力することを意味してゐるのであります。又「反対」とはすでに存在している主義又は施策についてその実現を拒否することに當るのであります。

な、おこれらの言葉と関連いたしまして旧治安維持法の問題につきましてのお尋ねがありました、ここで重ねて御説明いたしたい点は、治安維持法は要するに国体を変革し又は私有財産を否定するといふことのその目的のために方法の如何を問わなかつたのであります。それが暴力によらうとそれが普通の方法によらうと、その方法を問わなかつたのであります。問題はかように二号に掲げる「イ」から「ヌ」までのやうなやうな危険な暴力のこの行為を否定するのであります、そ

の点が非常に違つておると考へておる次第であります。

○吉田法務卿 治安維持法の狙つておる本體それから団体等規正令の狙つておる本體と言ひますか、一つは刑罰法規であり、或いは行政法規であり或いは団体を規制する、その点は私も認識をいたしております、ただ問題はその前段と申しますか或いは朝憲の素乱とか或いは「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、」云々この辺の規定の仕方が似ておる。こういうことを申上げておるのであります。そして或いはそれは目的たる事項の履行に關し協議又は協働といふことで団体活動は勿論要件の中には入つておられますが、目的とする行為といふことでだん／＼括がつた、それでは破壊活動防止法のほうは団体活動に入るわけでありまして、その団体活動の態様は昨日法務総裁なり何なりが説明されるやうな殺人とか何とかいふことだけでなくて、一番問題になるのは予備、陰謀、教唆、扇動、それを団体の意思として決定することが必要だといふ言ひますが、實際の場合には初めから殺人を目的に、殺人をやらうとやないか、こういう団体の意思決定をやるものはおらないで、或いは扇動なら扇動をやらうといふことを決定するのではなくして、問題が起つた、で扇動が起つた、それが扇動と目せられる。そうするとその結果から、行為が起つて、或いは扇動、教唆、或いは意思決定があつたか、なかつたか、こういうことになりましてお尋ねをして参るわけでありまして、扇動を先ほどの御答弁では、機關の意思で決定をするやうなことはないといふお話であります、過去の経験か

らしまして、結果が起つてから、そうしてそれに應じて行つてやうな扇動をやつたか、教唆をやつたか、或いはそこでやうなことも起るかも知れん、これはまあ未遂の行為といふことになるかも知れませんがその辺のデモをやらう、集會をやらう、その場合に警察の取締りがある。或いはやうな警察との間に接觸と申しますか、衝突と申しますか、やうなものがあつたらう。あるだらうけれども、それは一つ押し切つてやらうとやないか、こういうことになりまして、これはその針の通りやらうとやないか、こういうことになりまして、これはこの條文の適用があるといふことになるのじやないかと、こういうふうにか考へるのではありません、その辺は如何ですか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします、只今の御質問によりますと、或る団体がそれ自体別に法には触れないやうな大衆行動をやらうといふことを意思決定された。それで構成員なり役員のかたが活動される。これはもうございまして、その場合に公務執行妨害をやらうといふやうな意思決定があつたかどうか。さうな御設例の場合におきましては、公務執行妨害をやらうといふやうな意思決定があつたとは考へられないのであります。

○吉田法務卿 そうすると、あとからそういう問題が起つたとしてもそれは明らかに公務執行妨害を起さうと、こゝういふ決定がなければ、或いは途中で多少のまあ紛れと申しますか、ごたごたが起つてもやらうと、こゝういふこと

だけではこの法上の意味するところのものではない、こゝういふ御趣旨でありますか。

○政府委員(吉河光貞君) 前からお答えいたしておりました通り、抽象的な御設例につきましてお答えするのは非常に危険なことでありまして、併し只今原則的に述べた点につきましては先ほどお答した通りでございます。

○吉田法務卿 お答した通りといふのは、やういふときには聞かれなかつた、やういふことですか。

○政府委員(吉河光貞君) さうでございます。

○吉田法務卿 それからこれは団体の犯罪能力といふことで伊藤委員から質問があつたことですが、それに関連してお尋ねいたしますけれども、今のやうな御答弁でありまうれば、この場合としてはやや安心をするのでございましてけれども、ほかの解釈についても昨日申しましたやうに、衆議院の自由党の絶対多数のところ、自由党の議員から質問をされますと、これとやはり同調しながら解釈せられる。こゝういふ空氣がございまして、この破壊活動防止法の討論の際においても改進黨の人たちが修正案の趣旨弁明をしておられます。そうすると、自由党の議員の諸君の中からやがて飛んでお前は与党か、容共か、こゝういふやがて飛んでおります。それで最近の風潮に何でもこの反對党に對してはあれは赤だ、こゝういふレッテルを貼るといふ空氣がございまして、これは(笑聲)お認めになつておられます。こゝういふ傾向が法の解釈についてもやういふ傾向が出

たが起つてもやらうと、こゝういふこと

て参るといふことを心配するわけでありませう。そこで先ほどのような質問を多少くどいようにお尋ねをしたのであります。団体のこの刑罰能力これは刑罰能力ではなくて行政処分には堪え得る能力と云うことになるでしようが、今のような公務執行妨害云々という点が問題にならないとすればでございますが、例えば一つの労働組合がございませう。労働組合の中に共産黨員が相当残つておる団体は現にございませう。そしてこれは例は悪いですが、北京のメーデーに行こうという決定をした組合がございませう。で、炭労の大会に出てその案は否決された。

帰りに帰つたものもおります、帰らないで御承知のように何名かが下関でつかまつたという事件がございませうが、それで例えあればこれについてはこれは炭労なら炭労で決定をしなければ、そういう問題を取上げよう、或いは実行に移してならんと、或いはそういうことを個人としてもすべきではないといふことは私も申し参りましたけれども、これは出入国管理令が何かの問題であると思ひますが、そういう点は破壊活動防止法なら破壊活動防止法に關連して後起つて参るとこれは考えられるのであります。そこで伊藤さんの御説例のように、議論をして、或いは法務委員会の七対八のような割合から言ひますならば、七名の反対があつたけれども一人の差で以て一つの決定をやつたと、団体の意思決定をやつたと、ところがそれによつて解散をさせられた、或いは団体の規制を行われた。団体のこの四條によります制限ならば別であります、六條によつて解散をさせられた。ところが七條に

よつて「当該団体のためにするいかなる行為もしてならない」と、こういうことになつておられます。それから、或いは八條によつて、その禁止を免れる行為は絶対にしてはいかない、こういうことになりませう。これは本當の政党内閣であれば別であります。ところが労働組合の場合には決定をいたしまして、組合活動といふものはこれは「団体のためにするいかなる行為も」といふ行為の中に入るわけがございませう。それは一万なら一万の従業員があつてその一万の従業員の中の一部分を以て組合を結成しよう、といふ第二組合を作るといふのなら別であります。で、こゝういふ第二組合を作つて行くことは労働組合法の企図せざるどころであります。そこでその一連の従業員の組合を正常な運動にしなければならぬ、こゝういふことを考えましてその次の活動をして行く、これは組合でございませうから経済的な要求でありませうとも、経済的な問題で動かそうとも或いは団体のためにする行為であることは明らかである。そうすると、伊藤さんの御説例のような、先ほどの例を申上げると七対八でございませう、その七名のものは全然組合活動がでない、こゝういふことに相成りますが、これは私は不当だと考へるのでございませう、伊藤さんの御説例に關連して一つの御答弁願ひたい。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。先般来法務総裁からも御答弁申上げました通り労働組合のごとき団体は、この法案第三條に掲げてあるよう暴力主義的破壊活動を団体の活動としてやるといううなことは殆んど考えられないといふことをかね／＼申上

げたのであります。仮に或る大衆団体が多数決といふうな方法を意思決定の方法にとりまして多数決できめられたことは団体の意思であるといふきめ方をされましてそれに拘束されるといううな建て方をされて活動される、そういう場合におきましてはたとえ七対八でも、九対八でもすでにもうそこでは団体の意思決定として打出されて来ておるわけがございませうから、これは団体御自身の御立場でそういう意思決定をされたわけがございませう。従ひまして先ずそれに従うのは団体の構成員、役員全員であらうと思ひます。かような意思決定がなされて構成員、役員全員がこれに従つて活動するといふうな建前になれば、その大衆団体がかような方法で暴力主義的破壊活動を假に万一にもやるとすればそれは規制の対象たらざるを得ないと思ひます。

○吉田法務省 これは皆さんの主張では組合がそういう破壊活動を、條文に掲げてあるこゝういふ活動をするはずがない、その法の運用が労働組合に適用されることが全くなければ問題はございませうけれども、併し仮に或いは万一つといつてもいいですが、なりましてあとで先ほど申しましたような団体のためにする行動といふことになりませうれば、これはもう全然組合の正当な活動も何もできない結果になることはこれはお認めにならうと思ひます。これが正当活動でありませうならば、そういう場合はこれは別に新しく団体を作ればいいのですけれども、組合の場合は組合活動といふものはこれはそこに組合員全部、或いは従業員全部といふものの立場から、極めて低い組合再建の活動

にいたしましたも引つかかることにならうわけでありませう。その不当性を救済する條文は少くともない、こゝういふ点についてはどういふうにお考えになりますか。

○政府委員(關之雲) これはお答えになるかどうか危ぶんでおる次第でございませうが、この四條、六條におきましては団体の活動として暴力主義的破壊活動を行なつた、こゝういふことが前提で、その次「継続又は反覆」といふことが実は條件になつておるわけでありませう。それらの団体が継続又は反覆して将来暴力主義的破壊活動を明らかに進行といふことが実は條件になつておるわけでありませう、その意味におきまして通常の労働組合などがもう殆んど考えられないといふうに何回か申上げておる次第であります。が、それでお尋ねのうな場合におきましては、暴力主義的破壊活動といふこの三條から考えれば一回でもいふうにお考えになるのも御尤もかと思ひます。が、四條と六條を考へたしますと、殆んど継続、反覆といふことで性格的なものになつておるといふうに私どもは考へておりました、通常であるならば恐らく御心配のことではないといふうに申上げて差支えないと思ひのであります。

○吉田法務省 それからこの補償の問題ですが、これは伊藤委員からも質問があつたかと記憶いたしますが、刑事補償についてはこれは問題はございませう。ところがこの行政処分による損害については何らの補償の考へもない、或いは規定もないわけですが、これはどういふ工合に考へておられますか。

○政府委員(關之雲) その点につきま

してはこれは行政処分といひますれば、これはこの法律のみならずでいろいろ各法律に基いて行われておる各種の行政処分にも通ずる実は問題であるわけでありませう。それにつきましては国家賠償法の要件を満たす場合には、その法律の手續に従つて賠償が行われるといふことになつておるのであります。本法におきましてはその法律の適用の問題で行くのが私どもの一般の行政処分全体の立場などを考へて妥当ではないかと考へておる次第であります。

○吉田法務省 この法律について濫用が非常に心配をせられるわけでありませうが、そこで例えれば説明を聞いて参りますといふと、「ヌ」の点について從來指摘せられたことは問題ございませうが、「リ」の項のごときは私は創設して然るべきものではないといふうに考へるものであります。その例えは伊藤委員が質問せられた或いは濫職罪の問題についてこれは七十三條だけでしたか、いふもつとも濫用を防止するためには強い規定を設けてはどうか、或いは賠償の点についてもそうでありませう。或いは條文の点でいひますならば、その「ヌ」は別にいたしますならば、「リ」のごときは從來から言ひまして、例えは凶器といふのを、凶器は人を殺すに足る凶器として考へておられたのでありますけれども、実際に過去において組合の旗竿等が凶器になつた点等からみましても、これらの点については濫用の心配がないと言はれるあればわかりませうけれども、從來の實際の例から考へまして私も非常に心配するこれは條項になるのであります。これらの点も法上明確にする、こゝういふ意

味においてはどのような工合にお考えになりますか。

○政府委員(關之君) この(リ)につきましては、お尋ねのごとくしほり方如何によりましては非常に問題が生ずると考えまして、団体として多数が共同してそうして凶器又は毒劇物を携えてなす場合に限定したのであります。

○吉田法曹 それからこれは法全体の問題であります。判例は刑法解釈の有権的解釈として確立せられて参るわけでありまして、説明をずつと聞いて参りますという裁判は裁判だ、或いは刑法は刑法だ、これは行政法であつて行政的な観点からする点は別だ、こういうことになりまして、例えば凶器のごときも、判例上それが凶器であるかという問題が問題ではなくて行政官による判断、それが凶器であるかという点が判例とは別にこれは取扱われる、これは一応今までの説明からしても考え得るところであります。その行政権による、いわば違法性と言いますか、或いは違法性というところまで行かなくとも、違法性の意味が行政法規に違反するかどうかという判断の基準が別になつておる。その点に大きな心配をするのであります。この点についてそれが法上に現われなければ保障ができませんか、こういうことを考えるのであります。その点が、規定の仕方が非常に包括的であるといふことを私が申し上げるゆゑんであります。

す。その点どういふ工合にお考えですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 全般的な問題でございますから、私からお答え申し上げます。判例との関係につきましては、これは先日来、御引用の行政裁判がありまして時代におきましては、行政裁判所の判例等のありましたこと、は、行政官においてはこれを十分尊重してやつておたつたわけでありまして、そこで行政訴訟事件というものが、当時は非常に限定されておりましたけれども、新憲法の下におきましては、非常に広くなつて、あらゆる行政処分についての争いが普通の裁判所に行くようになって参りました。その判例は逐次累積しつゝあるわけでありまして、それに対しては、行政官のものが尊重いたすことは司法裁判、民事、刑事の裁判においてと同様であります。

○委員(小野義夫君) 速記をとめて。午後四時三十七分速記中止。午後四時五十五分速記開始。○委員(小野義夫君) 速記を始め

○吉田法曹 先ほど賠償問題についてお尋ねをいたしました。はつきりしない点もございました。それから昨日でしたか中山委員の御質問に答えて国家賠償法が適用されるかのような御答弁もございました。後で伊藤委員から文句が出てそのまゝになつてゐるのであります。国家賠償法の適用はこれではできません。これは明らかにあります。そこで行政処分によつて団体が解散された、或いは機関紙が停刊された云々という、こういうまあ法の濫用と申し

ますか、或いはたとえ刑事処分でなくとも行政処分によつて不当な被害を受けたという場合、救済の方法は全然ない。これはほかの行政法或いは行政処分によつても別にならぬのだから、こういう御趣旨の御答弁であつたようでありまして、よく言われております。半、半年も団体が解散され、機関紙が停刊され、或いは活動が規制され、裁判になるとしても行政事件訴訟特別法によつて裁判所の仮処分等が押えられ、そうすると裁判が最後に引つくりかえるとしても非常に長い期間がかかる。そしてその間の救済というものは事実上これは回復はできないわけでありまして、他の場合に比して比較にならないほど重大だと思ふのであります。それに事実上の補償、或いは金銭的な補償というものは全然できない。これについて何ら御考慮がない、或いは規定の上に出しておらん。これについての救済方法は、これは何とかいたしたい。ようではこれは済まない問題だと思ふんですが、或いは法上にそういう規定を出すという御意思なのか、もう少し明らかにして頂きたい。

○政府委員(佐藤達夫君) さうな場合に国家賠償法の適用があるというところを先ほど申したのでありますが、その場合に国家賠償法は、どういふ場合に賠償を認めておるか申します。これは十分御承知のことと存じますが、公務員の故意、過失によつて違法に侵害された場合、それに該当すればまさに国家賠償が行くわけでありまして、これはあらゆる行政処分について行くわけでございます。そこまで行かない程度で、国家賠償法の該當しない程度のものについての救済方法という

お話がまあ出て来るわけでございますが、それらにつきましては、先ほども他の政府委員が触れました通りに、これはいよいよゆるすべのあらゆる行政処分、例えば大きな企業の営業面の取消しがあつた、その取消処分が裁判所で違法だという判決が下つたという場合だとこれは皆共通の問題でございます。で、我々いたしましてはいろいろさうな御議論を伺つて、むしろ全般的問題として十分反省をして行く必要があるのではないか、かように考へてゐるわけでありまして、かようにこれ自体の問題として特にどうという手当はされておらないわけでありまして、○吉田法曹 考慮して行きたいといふことは今後法上にはつきり出して行く、こういう御意向なんでありまして、その点承わりたいと思ひます。

それからもう一つ故意又は過失によればこれは国家賠償法の適用がございまいしうけれども、故意又は過失でない場合、無過失の場合がこれは多い。少くとも何と申しますか、行政権としては考えられるでしよう。そうするとこの法の適用はないと結局考えるところの法文になりまして、その考え方のこの法文になるかどうか知りませんが、入れて参りたい、こういう御趣旨なんではしうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 実は同様なことを他の法案に關しまして衆議院で質問がありまして、こういうことをお答えして多少はえみの顔を以て迎へられたのでありますが、故意過失によつて違法に権利を侵害した場合に必ず補償しなければならぬ、賠償しなければならぬといふことは古今東西を通じての鉄則であらうといふことを申しました。而してそれ以外の場合について補償或いは賠償の問題をどの程度までに及ぼすかといふことはこれはむづかしい問題であります。お言葉にも出ておりますように、無過失賠償責任の問題といふものは、これは、抽象的な議論としてあるわけですが、それにもつていつていい場面もあるのではないかと申すようなこともあり得るわけでありまして、その点の問題はあらゆる角度から公平に考へてみまふと、どの限度でその線を引くといふことは困難であります。私としては先ほど申しましたような趣旨に基きまして、一般の場合を勘案しつつあれについて反省を加へつつあるわけでありまして、この法律そのものにかような手当をしないといふところまで結論が行つておらないわけでありまして、○吉田法曹 そちらの国家賠償法の問題として、或いは国家賠償法の改正といふことか、こういうことで考へておるといふことなんではしうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 例えば国家賠償法の問題として広い視野から考へてみたいといふのが私の趣旨でございます。

○吉田法曹 そちらを考へようといふこの場限りの御答弁のようになししかまあ何れもないわけですね。考へてみまう、考へるのが何年かかるかわかりませんが、それではこの法律によつてそういう救済が必要になる場合が考へられるが、その救済はどうするのだ、こういう具体的なこの法の救済という問題が出て来んわけですね。この法律による救済の必要については一応これで行つて、問題が起つてもそれは規定がな

ての鉄則であらうといふことを申しました。而してそれ以外の場合について補償或いは賠償の問題をどの程度までに及ぼすかといふことはこれはむづかしい問題であります。お言葉にも出ておりますように、無過失賠償責任の問題といふものは、これは、抽象的な議論としてあるわけですが、それにもつていつていい場面もあるのではないかと申すようなこともあり得るわけでありまして、その点の問題はあらゆる角度から公平に考へてみまふと、どの限度でその線を引くといふことは困難であります。私としては先ほど申しましたような趣旨に基きまして、一般の場合を勘案しつつあれについて反省を加へつつあるわけでありまして、この法律そのものにかような手当をしないといふところまで結論が行つておらないわけでありまして、○吉田法曹 そちらの国家賠償法の問題として、或いは国家賠償法の改正といふことか、こういうことで考へておるといふことなんではしうか。

いし、それから行政処分についての無過失責任はとる建前になつておらんから、知らぬ。こういうことになるのじやないですか。

○政府委員(佐藤達夫君) この無過失賠償責任の問題は、先ほども触れましたように一般の私人相互の間にも共通する問題なのでありまして、併し事は今の場合は国家の公権力と私人との関係ということでございまして、それは切離してもより関連し得ることだとは存じますが、併しながらその根本の問題はこれは非常に深い問題でございまして、私どもとしてはまだ今日結論を得ておらないということでございます。

○吉田法晴君 結局考えようという、或いは考へていられるというお話でございましてけれども結論は得ておらん。そうすると国家賠償法の改正も実際問題として早急に行うというのではない。そうするとこの法律の運営によります救済については何れ考えられないかと、こういうことになつて、初めに返りまして、そういう事態が起つた場合にどうするのだというところについては何もない、こういうことに実際問題として相成つて来るのです。それじゃ最初の質問についての答弁には結局ならんと思ふ。

員会制度という上なる面において、そういうことの起らないようにむしろ事前においての備えに重点を置いて立案をいたしたわけでございます。

○吉田法晴君 そうするとこの法の運用について濫用なり或いは間違ひのないように心がけたい、或いはしばしば言われましたような研修所を設けるとか、或いは委員会を作つて民主的にやるのだから間違ひはなからう、こういう御説明に還つてしまふ。それでは、この法律が私どもにとつてはしばしば濫用される虞れがあると考へますけれども、あなたの言葉で言うならば、万が一そういうことが起つても救済の方法はない、こういうことになりまふ。最初の質問にあります或いは活動が制限された、或いは解散させられた、そうして裁判が行われてそれが間違ひであつた、或いは取消された、これについての救済の規定はないのじやないか、これはどうするのだという質問の答えにはならぬと思ひます。運用の面で濫用を防ぐように心がける以外にはないのです。若し、まあこの場合における善意といへども、その善意が行われなかつた場合のことを問うてゐるわけでは、或いはこれ以上議論してもしょうがないかも知れませんが、けれども、その事実上の救済について規定を設けるべきである。或いは補償の問題について、国家賠償法によらなくてもこの法律でその救済の規定を入れる必要もあるだろうし、或いは行政措置による賠償の問題についても別に考へるべきであるという主張に対しては、これは御答弁にはならんかと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 今お言葉に

丁度濫用という言葉が出ましたが、濫用の場合を考えますれば、これはもとより故意ということもありまして、過失までも原因としては国家賠償法に入つてあるわけでありまして、かような場合にはもう明瞭に国家賠償法で救済するものと思へるわけでございます。

○吉田法晴君 それではこの事実上の救済については何れ規定を設ける必要がないと、こういう御意見に相成るかと思ふのでありますが、この法の適用によりまして与える影響を考へて、私どもはこの法上に救済の措置を考へるべきだと思ふのでありますが、これは主張になるかと思ひます。その程度にとどめたいと思ひます。

それからもう一つこの法律の適用の右、左の問題でありまして、暴力行為等取締に関する法律は、これは特種局で考へたことではないと、こういうまあお話であります。すなわち大正十何年かの法律がそのまゝ今日残つております。この法律の中には一番軽いので五十円の罰金というものがあつたと思ふのですが明らかに右翼的な暴力行為に就いては古い規定でそのまゝ残つておつて、そうして説明からいたしまして、当面この法律に適用せられる危険性と申しますが、或いはそういう可能性は薄いといたしますならば、例えば刑罰法一つとつてみましても、アンパランスがあることは、これは明らかでございます。その刑罰規定についてもアンパランスがある。それから、若し考へられておる通りに、この左翼的な破壊活動について適用をするという点であるならば、或いは外国の例もございまして、もつとはつきり規定

されるならば、こういう概括的な規定じやなくて、或いは濫用の虞れももう少し法上保障ができるのではないかと、こういうふうな考へられませんが、その点は或いはそういうことにいたしますならば憲法上の原則に違反する云々というこの苦衷があることはわかるのであります。その憲法上の苦衷があるからやむを得ないといふ、これだけでは国民を納得させるわけには参らんとする。而も公共の福祉と、或いは基本的人権という憲法上の問題も、これは議論をしましたけれども、基本的に残ることから考へますならば、これは同じだと思ふ。或る一面の危険性を感ずるからそれは避けた。併し、他の基本的人権については憲法上の障害というものは、特にこの法律に関連して残る。これは程度の問題かも知れませんが、これは同じことじやないか、こういう工合に考へるのであります。この点について承つたかと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 誠に仰せられる通り、現実の、現実と言いますか、その右なら右、左なら左と直接法で規定したかどうかというような考へ方も、抽象的にはできませんけれども、これ又今御推察の通り、法というものは、申上げるまでもなく、一般的に基準なのでありますから、とにかくあらゆる角度から見て、公共の福祉のために、或いは他の基本的人権のためにこれは危険な行動であるということを定めて、その危険な行動である以上は、それが誰によつてなされようと、当然それを禁止、防遏しなければならぬものであることは、申すまでもないことではあります。憲法の平等の原則

から来る苦衷とおつしやいましたけれども、苦衷などはむしろ全然ないのであつて、もう当然のことであらうと私どもは確信しておるわけでありまして、

○内村清次君 実は私はどうも氣になつて、昨日の質問の中に、この第三條の暴力主義的破壊活動の定義の「ロ」の項の末尾のほうに、その実現の正当性若しくは必要性を主張した文書若しくは図画を印刷し、配付し、若しくは公然掲示する目的を以て所持すること、このうちなぜ演説関係は入れないか、演説は相当宣伝力も強いといふことに対して、吉河政府委員の御答弁とちよつと異つたのですが、補足した岡原政府委員ですか、このかたの答弁によりまして、演説の内容表現というより次第においては、適用になるかも知れないと、こゝろまで濁つた言葉があつたんですが、これを一つはつきりどういふようなことが適用になるかです、これを一つ意見をまとめたところで意見長官の御答弁をお願いしたい。

○政府委員(吉河光貞君) 実は岡原検務局長がお答えした問題は、この扇動に関する問題でありまして、扇動の場合、映画又は演劇がこの扇動に該当する場合が特定の場合においてあり得るということをお答えしたのであります。したが、なお岡原検務局長にもよくお話をしたいと思ひます。

○内村清次君 このことは、私もこれは相当扇動力があるといふことは認定いたしました。又こゝろが現に行われておるといふことも認定いたしました。このことは一つ統一体系ではつきりして頂きたい。それからこゝろ

ことが新聞に載つておりますが、こういうことは一体あなたのおつしやつた扇動というように適用されるかどうか。本年の三月の十日の読売新聞に、石川達三氏がこういうことを掲載した。私は口舌の徒だから、逮捕処罰されるまでは無駄な理窟をこね廻すだらう。言論の自由は少しばかり欲しい。併し人民の言論の自由を守つてくれるはずの国会は火をつけて焼いてしまいたいくらいだとか、或いは私にもつと性根があればテロをやらかも知れない、テロよりほかに方法がないような気もする。併し私は口舌の徒で、双物三昧はできそうもない。諸君もテロはやめてパチンコに精進するほうがいいと、こういうようなことが掲載された。いわゆるここにありまるところの文書が配布せられたと、所持しておつた、こういうようなことはどういうふうな扇動のほうに入りますか。

○政府委員(吉河光貞君) 扇動につきましても、御説明申上げた通りでございますが、只今のお話によりますと石川達三氏の問題でございまして、石川さん自身が国会を焼く、犯意までは行かれません、犯意に近い気持を述べたに過ぎないのでございまして、これは他人をして中正の判断を失わしめて、そうして犯罪実行の決意を創造したり、或いは既存の決意を強化するやうな勢力を有する刺激を与えたというやうな行為ではございませぬので、パチンコの扇動はございませぬけれども、(笑)犯罪実行のほうに關係ございませぬので、別に問題にはならないものと考へております。

して、石川達三氏のあれが出たのです、しまいのパチンコのところにこれは用心深く逃げてあるわけなんです。若しパチンコのことが書いてなくて、そうして自分の気持では国会も焼く、いかにいふと、こういうことで書き放しになりまして、ならば、これによつて例えれば或る行為が起つた、そうするとその石川達三氏の意思がどこにあるのかはともかくとして、これはやはり行政行為の對象になる行為が起つて、そうして石川氏が中正な判断を失つたかどうかと、こういうやうな結果責任になることは事実じやありませんか。そうすると石川達三氏の意思が本當にどこにあつたかとは、これは、その見當から責任を問われる、これはあり得ることだと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(吉河光貞君) 抽象的、一般的にお答えいたしますが、犯意の單なる表示は、扇動とは全然別個の問題であると思へております。具体的な條件と環境の下におきまして、そういう問題が如何に問題になるか、これは具体的な場合でございまして、更に詳細な事実關係を検討しなければなりません、ただ自分は個人としてこういうことをやりたいたいのだけというだけでは、それ自体扇動の概念には入らないものと思へております。

つたと、これが一番いい扇動だ、こういう表現をたしかしたと思ふのであります。そうすると中正の判断を失はしめたかどうかと、これは、これは今まででありまして、裁判所の判断、今後においては、これは行政機関で判断をせられるわけでありまして、そこでこの扇動なる扇動をやつた人間、この気持と、それから扇動をやつたかどうかと、この判断をせられる行政機関とは、これは別であります。そうすると今犯意といふことを言われましても、実際に言われた言葉自身が中正を失はしめる影響を持つたかどうかといふことは、その本人でなくて、行政機関が認定をされる、そこに問題があるのだと思ふのです。例えばまあ世間的に言う扇動といふ概念からしますならば、例えば改進黨の、これはまあ参議院には余りないかも知れませんが、衆議院の改進黨の議員さんの中には、相如何と申しますか、感情に訴へるやうな方法で演説されるかとも相当ございします。そうするとこの本人の意思如何にかかわらず、行政機関で、これは感情に訴へた、或いは中正な判断を失はしめる結果になつたのだ、これは行政機関で判断をせられるだろうと思ふのです。そうすると本人の犯意如何といふ問題でなくて、而も行政機関がやるのですから、その態度に基いて、行政機関の主観で以てその辺が判断せられる結果に相成ると思ひますが、その点でなにかおつしやいますか。その点はなからうといふのですか。

○政府委員(吉河光貞君) 現在これは犯罪の面につきまして、最後は裁判所で認定するといふことが言われるのであります、実際に捜査の第一線に

立つのは、行政機関である司法警察官であるのであります、これがいろいろ認定いたしまして、捜査をして認定をするのでございします。併しこの公安調査庁におきましても、公安調査官が調査して、最終的にはこの委員会が先ず認定をする。併しながらここに列挙されてあります概念は、いずれもこの司法上、判例、学説等にその概念が明確になつてゐるものでございします。これを認定する根拠となるものはやはりその判例、学説、刑法に關する学説上一致した見解といふものが根拠となるのであります。公安審査委員會の決定が裁判所において審査を受ける、この場合にかような扇動につきましても、とてつもないやうな認定は當然下されぬ立場にあるものと思へております。

○吉田法曹君 とてつもない判定は下されんと言われましても、説明を聞いておられますといふと、裁判ではなくて行政処分でやられる、裁判は裁別だ、それからこの治安警察の活動は別だ、と、こういうお話でございします。で、例え扇動になるかなんかといふことも、第一次的には調査官、或いはそれは長官といふことに法文上はなつておられますけれども、實際問題としてこれは殆んど調査官であらうと思ひます。そこに危険性を感じるものでございします。その辺は押し問答をしても仕方がございませぬから、その程度にいたしまして、先ほど国家賠償法の問題で、故意、過失によつて云々といふことで、その一條一項の、「公権力の行使に當る公務員」といふことが表現されておりますが、調査官もそうでありましようが、この法によりまして

と、最後には委員會が、審査委員會が判定をする、こういうことになりまして、この條文の適用については、一応公務員といふのは委員會と、こういうことになるかと思ふのであります。そうすると委員會が公務員として全員について適用せられますのが一応考えられております。公務員の個々の責任といふことを考えますと、委員會が適用になるかどうかといふ点については疑問が残るのです。どういふ御解釈になりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 委員會の委員が、これは公務員でございしますから、委員に適用があるわけではございしません。

○吉田法曹君 そすると五名の委員が全部連帶して責任を負うと、こういうことになるのでございします。

○政府委員(佐藤達夫君) 賠償責任を負うのは、これは申すまでもありません、國家でございします。

○吉田法曹君 そするとあの賠償責任は國になりますか、公務員といふのは、それでは個人の公務員ではない、五人なら五人の委員會が、この場合に言う公務員と、こういう解釈になりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) その通りであります。

○吉田法曹君 それでは時間も大分過ぎて参りましたし、終りたいと思ふのであります、最後にやつぱりどうしてもこの行政機関による行為といふものは、この法の概括的な規定からいたしまして、何と申しますか、説明されたやうな運用でなくして、濫用と申しますか、或いは現われて参る活動、或いは言論、出版、集会、そういうもの

のに規制の対象が向くだけに、心配と申しますか、この法案の弊害というものはどうしても拭い去るわけには参らぬのであります。特に民主主義の原則に鑑みまして、公共の福祉のためであるけれども、基本的な人権が制限されることは止むを得ない。思想には思想をというのではなく、力で以て力を規制する。国の力を以て規制すると、これは納得で以て思想に対抗して行く、或いは団体に対抗して行くという点については、その原則を放棄せられたとしか考えられません。最高裁判所に質問すべき点は残っておりますけれども、これらのものを通じて民主主義の原則が曲げられるという印象は拭うわけには参らないのであります。もつと法務総裁に質問すべき点もございましたけれども、法務総裁、立たれましたので、後日の機会に譲る筋合いではないかと思ふのであります。大きな疑問とそれから賛成しがたいものが全体を通じて大きく残るという点を申上げて、質疑を終りたいと思ひます。

○委員長(小野美夫君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十一分散会

昭和二十七年六月十一日印刷

昭和二十七年六月十二日發行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁